

法科大学院点検・評価報告書

2014（平成26）年6月20日

明治大学法科大学院

〈序章〉

明治大学法科大学院は、①人権を尊重し、「個」を大切にする法曹，②批判的精神を持って社会秩序を探究し，人類発展に貢献する法曹，③男女共同参画社会の形成に貢献する法曹，④企業法務，知的財産，ジェンダー，環境及び医事生命倫理の5分野の「専門」法曹の養成を目指し，基礎教育を充実させるとともに，アジア諸国において活躍する法曹の養成も念頭に置きつつ，2004（平成16）年4月に開学した。

本法科大学院においては，学校教育法第109条第3項に規定する認証評価を受けるべく，開設当初から自己点検・評価に努め，2008（平成20）年2月に，2004（平成16）年度から2006（平成18）年度の草設期の3年間についての自己点検・評価報告書をまとめるとともに，外部から受ける多様な指摘を更なる改善と発展に役立てるため，2008（平成20）年度に第1回の法科大学院認証評価を独立行政法人大学評価・学位授与機構に申請し，2009（平成21）年3月に適格認定を受けた。

その後も指摘された事項について改善に取組，2011（平成23）年1月に，2007（平成19）年度から2009（平成21）年度の3年間についての自己点検・評価報告書をまとめるとともに，公益財団法人大学基準協会に2013（平成25）年度の法科大学院認証評価の申請を行い，2014（平成26）年3月に適合認定を受けた。

〈本章〉

1 理念・目的及び教育目標

〔現状の説明〕

理念・目的及び教育目標について、本法科大学院の理念・目的は、「明治大学法科大学院学則（以下「学則」という）」第2条において、「法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観及び創造的な思考力を涵養するとともに、幅広い教養と専門的な法知識を教授し、並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより、社会的、国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を養成することを目的とする。」と明確に規定されている。

これを受けて、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」及び「入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を定め、本法科大学院ホームページ等において公表している。

① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

21世紀の国際化の進展及びグローバル化に対応するため、「透明なルールと自己責任の原則に立脚した事後監視・救済型の社会への転換」が求められるとの認識のもと、その基盤となる司法機能の充実・強化の中核を担う法科大学院制度の国家的使命の一翼を担うとともに、明治大学の建学の精神である「権利自由」「独立自治」という教育理念を現代的に受け止め、「『個』を大切にする法曹」「人権を尊重する法曹」の養成を目的とすることを掲げている（『2014年度法科大学院要項』1頁、以下、『要項』という。『明治大学法科大学院ガイドブック2015年度版』4頁、以下、『ガイドブック』という。）。

そして、具体的到達目標として、教員間の密接な連携のもとに、授業内容の教材の検討を行うとともに、少人数教育を徹底した多方向・双方向の授業を行うことにより、学生が法律の体系的理解に基づいて自ら論理的に思考し、議論し、文章表現をすることができる能力を身に付けさせることとしている（『要項』1頁、『ガイドブック』4頁）。

② 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

幅広い教養と高い倫理観に裏付けられた豊かな人間性をもち、法律問題の解決に当たっては、深い専門知識に基づく柔軟で創造的な思考によって適切に対処できる法曹を育成するために、法律基本科目、実務基礎科目、展開・先端科目及び基礎法学・隣接科目を体系的に履修できるように構成し、少人数教育を徹底した多方向・双方向の授業を講義形式、演習形式、実践形式で実施するとしている（『要項』1頁、『ガイドブック』4頁）。

③ 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本学の建学の精神である「権利自由」「独立自治」の理念の下、人権を尊重し、「『個』を大切にする法曹」の養成を目的とし、正義感にあふれ、批判的精神をもって社会を見つめ、独立の気概をもって法に取り組む人材を求めているとしている（『ガイドブック』42頁）。

本法科大学院が養成しようとする法曹像は、以下のとおりある。

第1に、人権を尊重し、『個』を大切にする法曹、すなわち、社会全体の利益の名において構成員である個人の基本的な人権や一人ひとりが持つ多様な個性が犠牲にされ、無視されることがないようにこれを尊重する法曹である。

第2に、いかなる権力に対しても常に批判的精神を持ちつつ、あるべき社会秩序の樹立を求め、人類の発展という導きの星に向かって歩み続ける法曹である。

第3に、男女共同参画社会の形成に貢献する法曹である。本学は、女性法曹を数多く世に送り出した伝統と実績を持っているが、現在の我が国が男女の平等を完全に実現し、女性が社会において男性と完全に平等な地位と権利を享受していると断言できる状況にはない。このため、本法科大学院においては、社会のあらゆる面で男女の実質的平等が実現し、その活動に男女が共同して参画できる社会を実現するために努力する法曹を育成することとし、カリキュラムにおいて、ジェンダー法を重視するとともに、専門法曹養成研究教育センターのなかにジェンダー法センターを置いている。

第4に、専門分野に強い法曹である。21世紀は、より高度な専門性が問われる時代であるため、本法科大学院においては、法律のあらゆる分野について広く浅い知識を持つオールラウンド型の法曹（generalist）だけではなく、本法科大学院がその歴史と現状から重視する「企業法務」「知的財産」「ジェンダー」「環境」及び「医事生命倫理」の5分野について深い知識を有し、その分野で活躍できる専門法曹（specialist）を育成することとしている（『ガイドブック』4頁）。その実現のために、本法科大学院においては、専門法曹養成研究教育センターを設置し、知財法センター、医事法センター、環境法センター及びジェンダー法センターが活動を行っている。なお、2014（平成26）年度には、本法科大学院併設法律事務所を駿河台キャンパス内に設立する予定であったが、諸般の事情により、当面、見送ることとしている。

本法科大学院の教育においては、学生一人ひとりの学力をプロセス的にフォローし、それを引き上げるようにしている。それは「手取り足取り教育」を行うことを意味するのではなく、学生が「自ら学ぶ」ことを大前提としつつ、その潜在的能力を引き出す教育をおこなうこととしており、司法試験の受験対策的な指導とは、明らかに一線を画するものである。

以上のように、本法科大学院の教育の理念・目的及び教育目標は、明確に設定されており、法科大学院制度の目的に十分適合するものである（評価の視点1－1及び1－2）。

本法科大学院の理念・目的及び教育目標は、『要項』に記載しているだけではなく、『法科大学院シラバス』にも掲載しており、学内行事における挨拶やガイダンス等においても説明を行うことにより、学生への周知を図るとともに、専任教員はもとより兼任講師も含めて参加するFD研修会における議論などにも反映させることにより、教職員に周知を図っている（評価の視点1－3）。

また、本法科大学院の理念・目的及び教育目標は、本法科大学院のガイドブック及びホ

ホームページにおいても、「入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」とともに掲載されており、受験生をはじめとする社会一般に対しても公開している（評価の視点1—4）。

2014（平成26）年度は、当法科大学院にとって設立から満10年を経て、11年目に入る。そこで2014（平成26）年度には、創立10周年記念事業として、シンポジウムや講演会を予定している。この事業を通じて、本法科大学院の理念・目的の学内外への周知を図る（評価の視点1—3）（評価の視点1—4）。

根拠・参照資料：

- 1—1 【資料 No. 1】「明治大学法科大学院ガイドブック 2015 年度版」 4 頁，42 頁
- 1—2 【資料 No. 2】「2014 年度法科大学院要項」 1 頁
- 1—3 【資料 No. 3】「2014 年度法科大学院シラバス（授業計画）」巻頭
- 1—4 【資料 No. 4】「2015 年度明治大学法科大学院入学試験要項」
- 1—5 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 1—6 【資料 No. 5-1，1 頁】「明治大学法科大学院学則」第2条，別表1
- 1—7 明治大学法科大学院ホームページ「法科大学院の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」
http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/copy_of_law_cp.html
- 1—8 明治大学法科大学院ホームページ『法科大学院学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）』http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/law_dp.html
- 1—9 明治大学法科大学院ホームページ『法科大学院入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）』<http://www.meiji.ac.jp/laws/entrance/admission.html>

教育目標の検証については、本法科大学院においては、毎年9月及び3月に開催されるFD研修会における専攻別分科会及び授業担当者間の検討会を通じ、不断の検証を行っている。

具体的には、FD研修会において、各教員が自ら担当する科目の状況や課題等を報告し、授業内容についての総括を行うとともに、複数の教員が同一科目を担当する場合の「チームによる教育」の充実を図ることにより、教育目標の達成状況の検証を行うとともに、次年度以降の授業に反映するなど、教育内容の改善を行っている。

なお、3月に開催されるFD研修会には、次年度に赴任する新任教員（兼任教員を含む）にも参加を呼び掛け、専攻別分科会や全体会への参加を通じ、教育目標の達成状況等の認識を共有するとともに、赴任後の授業に反映するようにしている。

また、教育等関係常置委員会及び教授会においても、FD研修会などで検討した教育目標の達成状況等を踏まえ、カリキュラムの改訂、教育方法の改善などについての不断の検証を行っている。

さらに、年に2回開催されている『学生の意見を聞く会』などで学生から提起された問

題についても、教育等関係常置委員会や執行委員会で検討し、改正すべき問題について教授会に諮っている。

これらの検討により、これまでに「法律基本科目・実務基礎科目の増設及び授業内容の見直し」「必修科目・選択必修科目の修了要件に必要とする単位数の見直し」「少人数教育のためのクラス編成の細分化」などが実現している。

全学的な方針もあり、2012（平成 24）年度からは、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」及び「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」の内容の検証を徹底するため、毎年 1 回改訂すべき点の有無を教授会で検討し、改訂の必要が無い場合であっても、その旨を議決することとした。2013（平成 25）年度は、2014（平成 26）年 2 月 6 日開催の拡大教授会において、予備試験合格者にも司法試験受験資格が与えられることに伴う「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」の一部改正及び「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」の字句の一部修正を行った。その後、法学既修者コース入学試験科目から商法を廃止すること及び法学既修者試験成績提出科目の変更に伴い、2014（平成 26）年 4 月 3 日開催の拡大教授会において「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」の改正を行った（評価の視点 1－5）。

[点検・評価（長所と問題点）]

理念・目的及び教育目標については、本法科大学院においては、理念・目的及び教育目標が明確に定められており、FD 研修会における検討等により、教員間で共有するようにしている（評価の視点 1－1）。

本法科大学院のカリキュラムは、理念・目的を実現すべく、体系的に整備しており、優れた研究教育実績のある研究者教員及び実務経験豊富な実務家教員による検討により、シラバスの充実も含め、教育目標を達成すべく不断の努力を行っている。

また、本法科大学院においては、複数教員が同一科目を担当する場合には、「チームによる教育」の手法を採用し、FD 研修会における専攻別分科会における検討や担当者による会議を頻繁に開催することにより、理念・目的及び教育目標の達成に向けた「チームによる教育」の一層の充実を図るようにしている。

しかしながら、本法科大学院においては、理念・目的及び教育目標の学生への浸透行っているにもかかわらず、目先の課題に追われ勉学の目標が明確に定まっていない学生も存在している（評価の視点 1－3）。

教育目標の検証については、本法科大学院の教育目標が学生に浸透しているか否かの検証が十分になされているとは言えない状況である。このため、学生は、実定法科目中心の履修計画を立て、実務基礎科目群や基礎法学・隣接科目群の履修率が低いという傾向がある。また、優秀な学生が存在する反面、教員の熱意や授業の内容に対応できない学生も存在しており、同一クラス内の学生の学力・熱意のバラツキが顕在化している。

（評価の視点 1－5）

[将来への取組・まとめ]

理念・目的及び教育目標については、本法科大学院の開設後に着任した教員も多くなっていることから、FD研修会・教授会以外の場も活用し、理念・目的及び教育目標の一層の浸透を図るべく、不断の努力を続けていく。

（評価の視点1―3）。

2014（平成26）年度は、当法科大学院にとって設立から満10年を経て、11年目に入る。そこで2014（平成26）年度には、創立10周年記念事業として、シンポジウムや講演会を予定している。この事業を通じて、本法科大学院の理念・目的の学内外への周知を図る（評価の視点1―3）（評価の視点1―4）。

教育目標の検証については、FD研修会や教育関係等常置委員会の活動等を通じた組織的な取組をより活性化することにより、不断の検証を継続するとともに、検証の結果に基づく授業の改善なども積極的に継続していく。

また、授業をはじめとする種々の場を通じて、学生へ教育目標を浸透させる努力を行うことに加えて、個別的な対応も必要に応じて行うことにより、学習態度や履修状況の改善等に繋げていく（評価の視点1―5）。

2 教育の内容・方法・成果等

2－（１）教育課程等

[現状の説明]

教育課程の編成については、本法科大学院において、平成 15 年文部科学省告示第 53 号「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第 5 条に定める授業科目が、全て開設されている（『要項』25 頁以下）。本法科大学院において開設されている科目は、以下のとおりである。

①法律基本科目

未修者コース 1 年次配当の必修科目として「憲法（統治）」「憲法（人権）」「民法（総則・契約）」「民法（財産権）」「民法（債権総論）」「民法（損害賠償法）」「家族法」「商法Ⅰ」「商法Ⅱ」「刑法Ⅰ」及び「刑法Ⅱ」を開講している。これらの必修科目（28 単位）について、既修者コースの学生は修得したものとみなしている。

これらに加え、「行政法応用」を未修者コース 1 年次配当の必修科目としている（既修者コースは 2 年次配当の必修科目）。

また、未修者コース、既修者コース共通の 2 年次配当の必修科目として、「憲法演習」「行政法演習」「民法演習Ⅰ・Ⅱ」「商法演習」「民事訴訟法」「民事訴訟法演習」「刑事訴訟法」及び「刑事訴訟法演習」を開講している。

このほかに、選択科目として、行政法の導入科目である「行政法基礎 1」「行政法基礎 2」、民事訴訟法及び刑事訴訟法の導入科目として「訴訟法基礎」を開講している。

さらに、選択科目として、「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」及び「刑事訴訟法」の各科目には、それぞれ「基礎演習」「総合指導」及び「展開演習」を開講し、段階的な学修に資するカリキュラム編成としている。

これらの法律基本科目は、法科大学院における教育の中核となるものであるため、ほとんどが必修科目とされている（60 単位）ことから、法律基本科目の履修が手薄になることはない。

②実務基礎科目

必修科目として、「法曹倫理」「事実と証明Ⅰ（民事）」及び「事実と証明Ⅱ（刑事）」（合計 6 単位）を開講している。また、選択必修科目として「模擬裁判（民事）」「模擬裁判・法文書作成（刑事）」「法曹実務演習 1」（法律事務所等でのエクスターンシップ）、「法曹実務演習 2」（霞が関インターンシップ）、「ローヤリング」「行政訴訟実務」を開講している。選択科目として、「法情報調査」「要件事実・事実認定論」「民事法文書作成 1」「民事法文書作成 2」「企業法務文書作成」「知的財産訴訟実務」及び「不動産登記実務」を開講している。

③基礎法学・隣接科目

本法科大学院においては、豊かな人間性と幅広い視野を持った法曹を養成するために、基礎法学・隣接科目に、「司法制度論」，「法哲学」，「法社会学」，「西洋法史」「東

洋法史」，「日本法史」「日本近代法史」，「比較法制度論」（アメリカ，ヨーロッパ，アジア），「法と公共政策」，「法と経済」及び「立法と政治」を開講し，選択必修科目として4単位以上の履修を義務付けている。各科目の内容は，豊かな人間性と幅広い視野を持った法曹の育成という趣旨を貫徹できるように配慮しており，各科目の学年配当も適切になされている。

④ 展開・先端科目

展開・先端科目は，選択必修科目として，本法科大学院が重点領域としている「企業実務と法」，「知的財産と法」，「ジェンダーと法」，「環境と法」及び「医事・生命倫理と法」の5分野に関連する科目のほか，「倒産法」，「租税法」，「経済法」，「独占禁止手続法」，「労働法」，「国際法」，「国際経済法」，「国際人権法」，「国際私法」，「国際取引法」，「債権回収法」，「民事執行・保全法」，「銀行取引法」，「金融商品取引法」，「企業会計法」，「保険法」，「保険法実務」，「消費者法」，「犯罪学」，「少年法」及び「サイバー法」を開講し，幅広い法分野をカバーしている。

なお，主要な科目については，講義科目のみならず，選択必修科目として「総合演習」，選択科目として「総合指導」「法学発展講座」などの演習科目も開講し，重点的かつ発展的な学修を可能としている。

以上の各科目は，本法科大学院の理念・目標を実現するという観点から，法科大学院制度の目的に即して構成されており，それぞれの科目において，必修科目又は選択必修科目として，履修を義務付けることにより，特定の科目に履修が偏らないように配慮している。

また，法律基本科目においては，各教員が共通到達目標の内容を踏まえて授業科目の内容を構成しており，それ以外の科目においても，本法科大学院が力を注いでいる専門分野を始めとして，十分な研究教育経験を有する教員がその教育経験に基づいて授業科目の内容を構成している。これによって，各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしく，法曹として備えるべき基本的素養の水準を満たすことができるものとなっている（評価の視点2-1）。

また，本法科大学院においては，21世紀の国際化及びグローバル化に対応した教育を理念として掲げていることから，「比較法制度論Ⅰ（アメリカ）」，「比較法制度論Ⅱ（ヨーロッパ）」（Ⅱについては，ヨーロッパAとヨーロッパBの2科目）及び「比較法制度論Ⅲ（アジア）」を開講している（『要項』33頁参照）。

本法科大学院においては，21世紀において期待される「専門法曹」の養成を教育目標の大きな柱の一つとしている。このため，本法科大学院の教育課程の編成においては，企業法務，知的財産，ジェンダー，環境及び医事生命倫理の5分野を重点領域としており，「企業実務と法」，「知的財産と法」，「ジェンダーと法」，「環境と法」及び「医事・生命倫理と法」については，それぞれⅠからⅣまでの講義科目を開設するとともに，「総合演習」及び「総合指導」も開設している（『要項』33～35頁参照）（評価の視点2-2）。

本法科大学院においては、93 単位を修了要件としており、法律基本科目から 60 単位（修了要件総単位数の 64.5%）以上修得することとしているが、法律基本科目に偏らないように、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群から 31 単位以上を修得しなければならない（実務基礎科目群及び基礎法学・隣接科目群からそれぞれ 4 単位以上、展開・先端科目群から 12 単位以上を履修する：『要項』44 頁参照）こととしており、学生の履修がいずれかの分野に過度に偏ることのないよう配慮するとともに、各科目の学年配当も適切になされている。実務基礎科目群については、16 科目を開設しているが、受講者数に配慮し複数のクラスを開講する科目も多く、2013（平成 25）年度においては、66 単位相当の授業を開講している（評価の視点 2－3）。

本法科大学院においては、カリキュラム編成上、必修科目として 25 科目、選択必修科目として 80 科目、選択科目として 250 科目配置している。必修科目は、法科大学院の教育の中核となる科目を中心として、選択必修科目は、法曹専門家としての専門性を高める科目を中心として、選択科目は、法曹専門家として求められる能力を深める科目を中心として、それぞれ分類されており、学生が系統的・段階的に履修を行うことができるように、配当年次も含め、適切に配置されている。

本法科大学院における授業科目は、講義形式、演習形式、実践形式の三つに区別されて開設されている。1，2 年次においては、法律基本科目を中心に講義形式及び演習形式で学修し、3 年次においては、実習科目を実践形式で学修するとともに、広い視野に立って、自分にあった選択科目の履修をすることができるように、カリキュラムを設計している。カリキュラムの全体を通して、3 年次までには専門的な法知識が確実に修得されるように配慮している（『要項』25 頁以下参照）。

具体的には、法学未修者を対象とする 1 年次においては、主として講義形式による法律基本科目の授業を中心に学修することとしており、専門的な法知識を基礎から確実に修得させることに主眼を置いている。

また、2 年次においては、講義形式及び演習形式による法律基本科目の授業を中心に学修することとしている。2 年次の演習形式の授業は、具体的な事例を素材とするものを中心に構成しており、複数の教員が同一内容の演習科目を担当するケースが多いが、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析力及び法的議論の能力を育成することができるように、授業内容について担当教員間で教育内容について頻繁に検討し、教育内容の改善を図っている。

さらに、3 年次においては、実習科目を実践形式で学修するとともに、法律基本科目及び展開先端科目を演習形式（各分野の「展開演習」及び「総合演習」）で学修することにより、法曹有資格者を目指す者にとって必須とされる問題発見能力、問題解決能力及び論述表現能力を養うための仕上げの段階を踏むこととしている。

本法科大学院における演習科目は、少人数教育を徹底する本法科大学院の教育課程の核をなすものとして位置付けられている。

このほかに、総合指導科目、基礎演習科目及び法学発展講座を設け、学生の多様なニーズと学修到達度に柔軟に対応できる科目配置を行っている。

総合指導科目としては、法律基本科目である「憲法」、「行政法」、「民法」、「商法」、「民事訴訟法」、「刑法」及び「刑事訴訟法」のほか、展開・先端科目である「経済法」、「知的財産法」、「労働法」、「環境法」、「国際公法」、「ジェンダー法」、「医事法」及び「国際取引法」を開設している。

「総合指導」は、基本的には、現代社会において生起する様々な法的紛争を理解し、解決できる能力を養うために、担当教員の専門領域を中心に、多方面にわたる総合的な指導を目的として開設している。授業は、個別指導の充実を柱として少人数制で行われている。

一方で、「総合指導」は、基本的な法知識と基本的な法思考方法を修得させた上で、それを基礎にした更なる問題発見能力や問題解決能力の涵養と向上を図ることによって専門知識を一層深化させるとともに、学修到達度に即応した比較的自由な授業展開を可能にすることを視野に入れた科目である。多様な教育内容に対応できるよう、テーマ設定や討議方法についても自由な展開を可能としているこの科目の特性から、担当教員が学生の習熟度や関心を把握し、工夫を凝らした授業を行っていることもあって学生の評価は高く、相当の教育効果を上げている。少人数教育の重視という本法科大学院の理念からも本法科大学院の特色ある科目として位置付けられる。

「基礎演習」は、従来、「総合指導」の名称で置かれていたが、2013年（平成25年）度からは、科目としての位置付けを明確にするために、「基礎演習」として独立させて開講している。この科目は、主として基礎力が不足している学生を対象としている。法学未修者等に対する教育の充実を図るとともに、年次に相応した学修到達度を確保して法科大学院教育の質保証を行うという観点から、法律基本科目群に設けられている。基本事項を確認しつつ基礎力を修得させるというコンセプトに基づいて、少人数方式によって授業が行われている（評価の視点2-4）。

「法学発展講座」は、従来から開講されていたものであるが、研究テーマを設定し、歴史の変遷や外国法との比較考察、判例研究等を行うなど、特定のテーマについて深く掘り下げた学修を行う講座である（評価の視点2-5）。

根拠・参照資料：

- 2-（1）-1 【資料 No.2・再掲】「2014年度法科大学院要項」25～36頁
- 2-（1）-2 【資料 No.3・再掲】「2014年度法科大学院シラバス（授業計画）」
- 2-（1）-3 「法科大学院基礎データ」（表4）

単位及び授業期間の設定については、本法科大学院において、各科目は、原則として半期2単位とされているが、法律基本科目のうち、「民法（総則・契約）」「民法（財産権）」「商法Ⅱ」「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」の各講義科目については、授業内容が多岐にわたるため、半期4単位（週2コマ開講）としている。

なお、「行政法」の必修講義科目は、「行政法応用」の2単位のみとされているが、法学未修者には「行政法基礎1」（2単位）、法学既修者には「行政法基礎2」（1単位）を選択科目として用意することにより、十分な学修をできるように対処している（評価の視点2－6）。

本法科大学院における授業科目の実施期間は、春学期、秋学期の各15週であり、授業は、原則として毎週行われることとされているが、例外的に集中的に授業を行なう科目も存在している。集中的に授業を行なう科目は、「行政法基礎2」（4月の火曜日及び土曜日に9コマ開講）、「法情報調査」（4月・5月の木曜日に8コマ開講）、「訴訟法基礎」（春季休暇期間に10コマ開講）、「不動産登記実務」（4月・5月の火曜日に7.5コマ開講）であり、1日当たりの開講時間は1～4コマとし、学生の負担が過度にならないような配慮がされている。

実習科目については、次のとおり、十分な学修が行われるように対処している。「法曹実務演習1」においては、担当教員の学内事前講義（オムニバス方式）を2回受講した後、5日間ないし10日間にわたる法律事務所・企業法務部における実習を行い、1回の事後講義を受講することとしている。春季に実習を行う学生は2月に、夏季に実習を行う学生は5月下旬以降に学内事前講義を受講している。「法曹実務演習2」においては、実習に参加する前月の上旬ないし中旬に学内事前講義を受講し、7月中旬から9月下旬にかけておおむね2週間、官庁において実習を行い、その終了後に学生から提出された報告書に基づいて、学内で報告会（事後講義）を実施している。

なお、「法曹実務演習1」の単位数について、講義時間と実習時間に照らして再検討し、2014（平成26）年度から2単位科目とした（評価の視点2－6）（評価の視点2－7）（評価の視点2－8）。

本法科大学院においては、学生が1日に履修する必修科目は、原則として2科目以内になるように時間割が設定されており、学生の負担に配慮するとともに、十分な予習・復習を行うことができるように設計されている。これに加え、授業で使用する教材や関係資料は、余裕をもって事前に配付することとしており、教員からの指示により、計画的な予習を行うことができるように配慮されている。

根拠・参照資料：

- 2－（1）－4 【資料No.2・再掲】「2014年度法科大学院要項」巻頭、23頁
- 2－（1）－5 【資料No.3・再掲】「2014年度法科大学院シラバス（授業計画）」
- 2－（1）－6 【別紙資料No.1】「2014年度法科大学院時間割」

法理論教育と法実務教育の架橋については、本法科大学院において、民事訴訟法分野及び刑事訴訟法分野を中心に、研究者教員と実務家教員とがチームを組んで科目を担当し、授業の進め方についての打合せを通じて、法理論教育と法実務教育の架橋を図るように努めている。また、展開・先端科目においても、豊富な実務経験を有しつつ、理論研究を進

めている教員が多くの授業を担当している。本法科大学院では、2013（平成 25）年度に 実務教育の運営について所管する「実務教育委員会」を設置した。従来、エクスターンシップ運営委員会で扱ってきた「法曹実務演習 1」の受講生の受入先確保の問題なども含めて、実務教育全般に関わる課題を取り扱い、理論と実務の架橋を組織的に行う体制を強化している（評価の視点 2－9）。

根拠・参照資料：

2－（１）－7 【資料 No. 3・再掲】「2014 年度法科大学院シラバス（授業計画）」全体

2－（１）－8 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」

2－（１）－9 【資料 No. 5-1, 53 頁】「実務教育委員会内規」

法律実務基礎科目については、本法科大学院の開設時から、法曹倫理に関する科目として、「法曹倫理」（2 単位），民事訴訟実務に関する科目として「事実と証明Ⅰ（民事）」（2 単位），刑事訴訟実務に関する科目として「事実と証明Ⅱ（刑事）」（2 単位）を必修科目として開設する（要項 32 頁）とともに、「模擬裁判（民事）」（2 単位），「模擬裁判・法文書作成（刑事）」（2 単位）をそれぞれ選択必修科目として開設している（「要項」32 頁参照）。

また、実務科目の一層の充実を図るとの観点から、2012（平成 24）年度から「行政訴訟実務」（2 単位）を選択必修科目として開設するとともに、実務家として必要とされる不動産登記に関する実務の修得を図るため、「不動産登記実務」（1 単位）を選択科目として開設した（評価の視点 2－10）。

根拠・参照資料：

2－（１）－10 【資料 No. 2・再掲】「2014 年度法科大学院要項」32 頁

2－（１）－11 【資料 No. 3・再掲】「2014 年度法科大学院シラバス（授業計画）」212～243 頁

法情報調査及び法文書作成については、「模擬裁判・法文書作成（刑事）」（2 単位）を選択必修科目として開講するとともに、「法情報調査」（1 単位），「民事法文書作成 1」（2 単位），「民事法文書作成 2」（2 単位），「企業法務文書作成」（2 単位）を選択科目として開設している（「要項」32 頁参照）（評価の視点 2－11）。

根拠・参照資料：

2－（１）－12 【資料 No. 2・再掲】「2014 年度法科大学院要項」32 頁

2－（１）－13 【資料 No. 3・再掲】「2014 年度法科大学院シラバス（授業計画）」

222, 223, 232, 234～240 頁

実習科目については、「模擬裁判（民事）」（2 単位），「模擬裁判・法文書作成（刑事）」（2 単位），「法曹実務演習 1」（2 単位），「法曹実務演習 2」（2 単位），「ローヤリング」（2 単位）を選択必修科目として開設している（「要項」32 頁参照）。

「法曹実務演習 1」は、法律事務所及び企業におけるエクスターンシップであり、「法曹実務演習 2」は、官公庁におけるインターンシップである（評価の視点 2-12）。

「法曹実務演習 1」及び「法曹実務演習 2」においては、担当教員による事前教育を徹底するとともに、受入先との連携により適切な実務教育がなされるような配慮がされている。「法曹実務演習 1」及び「法曹実務演習 2」の実習内容は、受入先により多様であるが、学生の貴重な経験として蓄積され、事後の学生相互及び教員とのやり取りを通じて、参加者相互にある程度共有されるという効果ももたらされている。2014（平成 26）年 2 月には、ハワイ大学及びハワイ弁護士会との協力の下、「法曹実務演習 1」の実習先をハワイ大学及び現地の法律事務所とする「ハワイ大学春期法学研修」を実施し、法科大学院生 2 名が参加した。

なお、数年未開講が続いていた「海外法務研修 1」及び「海外法務研修 2」は 2013（平成 25）年度から廃止した（2013（平成 25）年 1 月 24 日教授会承認，2013 年 2 月学則別表改正）（評価の視点 2-13）。

根拠・参照資料：

- 2-（1）-14 【資料 No. 2・再掲】「2014 年度法科大学院要項」32 頁
- 2-（1）-15 【資料 No. 3・再掲】「2014 年度法科大学院シラバス（授業計画）」226～235 頁
- 2-（1）-16 【別紙資料 No. 2】「エクスターンシップ実施要領」
- 2-（1）-17 【別紙資料 No. 3】「エクスターンシップ受け入れにあたっての Q & A」
- 2-（1）-18 【別紙資料 No. 4】「2013 年度法曹実務演習 1 受入承諾法律事務所一覧」
- 2-（1）-19 【別紙資料 No. 5】「2013 年度明治大学法科大学院ハワイ大学春期法学研修」募集要項

実習科目における守秘義務等については、事前に担当教員による十分な指導が行われているが、担当教員の交代によって支障が生じないようにするためには、担当教員の指導と並んで、共通のルールを設定しておくことが必要である。このため、本法科大学院においては、実習に参加する学生に対し、事前に守秘義務を中心とした事前指導を行い、守秘義務の遵守を誓約させることを定めた「エクスターンシップ実習における守秘義務に関する内規」を制定している。

なお、実習科目において、万が一、関係者や第三者に損害を与えた場合に備え、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入している（評価の視点 2-14）。

根拠・参照資料：

- 2-（1）-20 【資料 No. 5】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 2-（1）-21 【資料 No. 5-157 頁】「エクスターンシップ実習における守秘義務に関する内規」
- 2-（1）-22 【別紙資料 No. 6】「法曹実務演習 1 履修に関する注意事項」
- 2-（1）-23 【別紙資料 No. 7】「エクスターンシップに関する誓約書」

特色ある取組については、本法科大学院では「企業法務」「知的財産」「ジェンダー」「環境」及び「医事生命倫理」の5分野を重点領域としており、この5分野においては、それぞれⅠからⅣまでの講義科目を開設していることに加え、総合演習及び総合指導も開設している（『要項』33～35頁参照）。

本法科大学院においては、公開講座にも積極的に取り組んでいる。2004（平成16）年度の開学から5年間JASRACの指定寄付に基づき、知的財産法のシンポジウムを開催し、その内容を出版している。2008（平成20）年度からの3年間は、第一生命保険相互会社及び株式会社損害保険ジャパンの両社からの指定寄付に基づき、保険法に関するシンポジウム及び保険法公開講座を実施し、年度末には全講座内容を網羅した『講義録』を発刊した。2011（平成23）年度は、新たな団体からの指定寄付に基づき、「民法（債権法）改正の動向」をテーマに公開講座を実施し、前期（10回）は、債権総論と代理に関わる部分を中心に、後期（10回）は、債権各論のうちの契約に関わる部分と時効・意思表示に関わる部分を中心に実施し、年度末には全講座内容を網羅した『講義録』を発刊した。2012（平成24）年度以降も引き続き「民法（債権法）改正の動向」をテーマに公開講座を実施している。また、各寄付講座からの財源に基づき、教員の研究助成及び優秀な成績を収めた学生に対する表彰制度を実施している。2008（平成20）年度には、寄付講座運営委員会を設置し、組織的に寄付講座の管理・運営を行っている。

昨今グローバル化の進展はより広く深いものになってきており、法曹界にも例外なくその影響が及んできている。このような社会の動きに適応できる人材育成のため、本法科大学院ではアジア諸国において活躍する法曹の養成を目指している。今後、法科大学院在学中から、国際感覚を養うため、東アジア、東南アジア、ハワイなど海外の法科大学院との交流できる制度を整え、在学中に海外との交流経験を積んだ学生が、将来アジア諸国において活躍する法曹となり、本法科大学院の理念を実現できるようにする。2014年7月には、中国の南京師範大学との学術交流協定を締結する予定であり、その具体化を進めている（評価の視点2-15）。

根拠・参照資料：

- 2-（1）-24 【資料No.2・再掲】「2014年度法科大学院要項」33～35頁
- 2-（1）-25 【資料No.3・再掲】「2014年度法科大学院シラバス（授業計画）」271頁以下
- 2-（1）-26 明治大学法科大学院ホームページ『過年度寄付講座一覧』
http://www.meiji.ac.jp/laws/chair/kihukoza_rireki.html
- 2-（1）-27 明治大学法科大学院ホームページ『2014年度寄附講座「民法（債権法）改正の動向」』
http://www.meiji.ac.jp/laws/chair/kihukoza_top14.html

[点検・評価（長所と問題点）]

教育課程の編成については、本法科大学院では演習科目のみならず講義科目においても

少人数教育を徹底しており、バランスのとれた教育課程が採用されているので、今後ともこれを堅持したい。

「総合指導」については、「基礎演習」を従来の総合指導科目の枠組みから独立させて開講することとしたため、科目としての位置付けが明確となった。その科目としての特性を生かして、今後とも少人数教育の一層の充実を図っていきたい。

他方、2年次のカリキュラムには、必修科目が多いこともあり、特に、法学既修者は、入学当初にとまどいを感じることが少なくないという問題が生じている。2015（平成 27）年度には、商法が入学試験科目から廃止される関係で、法学既修者に対しても同科目を必修科目として履修させる必要があるため、カリキュラムの改正が行われる予定である。本法科大学院においては、カリキュラム編成において、必修科目、選択必修科目、選択科目が適切に分類され、学生による履修が系統的、段階的になされるようおおむね適切に科目が配置されていると評価されているが（認証評価結果 2-4 参照）、上記のカリキュラム改正を機に、これまで以上に充実した教育を行うための効果的なカリキュラム体系の構築という観点から、抜本的なカリキュラム改革を行う。法律基本科目の「展開演習」は、少人数教育の核となるものであり、法科大学院教育の仕上げである3年次の重要な科目であり、現在まで比較的順調に推移し、相応の学習効果が得られているが、その科目の重要性に鑑み、選択必修科目とすべく検討を進めている。

一方において、現行の時間割上、必修科目の位置付けが明確でなく、選択科目との時限重複により学生の履修機会が損なわれている科目も散見され、履修生の数のバラツキも顕在化している。履修者が少人数の場合には、双方向、多方向の教育の実施に困難を伴うこと、参加者にとって過度の負担となることも指摘されている。そこで、時間割の編成上、必修科目の配置上の位置付けを明確にした上で、その統合的な配置を行うなどして選択科目との重複を避けるなどの抜本的な見直しが必要である（評価の視点 2-1）。

単位及び授業期間の設定については、「法曹実務演習 1」（法律事務所等へのエクスタンプ）の単位数について、その適切な設定の観点から、講義時間と実習時間に照らして、従来の4単位科目から2単位科目に変更している。その結果、学生は、実務基礎科目に関わる履修選択の幅が広がり、実務基礎科目群の全体としての授業運営に適正な人数を確保することが可能となる（評価の視点 2-6）。

法理論教育と法実務教育の架橋については、本法科大学院では多数の実務家教員が専任教員及び特任教員として充実した実務基礎科目の教育に当たっている。また、実務家教員が研究者教員と共に担当する科目においても、授業内容の充実のための検討会等を行うことにより、実務と理論との架橋を図っている。これらについては、本法科大学院の誇るところであり、今後も堅持したい。また、2013（平成 25）年度に「実務教育委員会」設置しているので、今後は同委員会が実務教育全般に関わる課題を一元的に取り扱い、理論と実

務の架橋を組織的に行う体制を強化する（評価の視点 2－9）。

実習科目については、それが将来の法曹の仕事を実感する貴重な科目であり、実際にも、「法曹実務演習 1」（法律事務所等へのエクスターンシップ）は安定的な受入先が確保されることによって成り立つ科目である。本法科大学院においては、毎年、希望者に見合う受入先を確保するために苦勞しているのが実情である。このため、2012（平成 24）年より明治大学法曹会の協力も得て「エクスターンシップ運営委員会」を設置し、受入先の拡大に向けて 組織的な対応を図った結果、2013（平成 25）年度は受講希望者に見合った受入先を確保することができた。今後とも 2013（平成 25）年度に設置された「実務教育委員会」において、組織的な対応を継続する。

2014（平成 26）年 2 月には、ハワイ大学及びハワイ弁護士会との協力の下、「法曹実務演習 1」の実習先をハワイ大学及び現地の法律事務所とする「ハワイ大学春期法学研修」を実施し、法科大学院生 2 名が参加した。（評価の視点 2－13）

特色ある取組については、本法科大学院では、豊かな人間性と幅広い視野を持った法曹を養成するために、基礎法学・隣接科目群に多数の科目を配当し、選択必修科目として 4 単位以上の履修を義務付けている。各科目の内容は、豊かな人間性と幅広い視野を持った法曹の育成という趣旨を貫徹できるように配慮されており、各科目の学年配当も適切にされている（評価の視点 2－3）。

本法科大学院では、アジア諸国において活躍する法曹の養成を目指しつつも、これまでのところ、在学中に海外との交流経験を積む制度の整備が不十分であった。今後は、南京師範大学との学術交流協定や「ハワイ大学春期法学研修」への参加などの実績を踏まえて、目標の達成のために更に取組の具体化と活性化を進める必要がある（評価の視点 2－15）。

[将来への取組・まとめ]

教育課程の編成については、本法科大学院において、2010（平成 22）年度に、法学未修者の 1 年次教育の充実のためのカリキュラム改訂が行われている。今後の取組の重要課題は、法曹有資格者を多数輩出することができるような充実した教育を行うための効果的なカリキュラム体系の構築という観点から、抜本的なカリキュラム改革を行うことである。本法科大学院を含めて、司法試験の合格率の低迷が法科大学院制度の大きな課題となっている。こうした状況において、いかにして充実した教育を施して法科大学院教育の質保証を行うか、換言すれば、法曹に必要な基本的能力を身に付けさせて、司法試験に対応できる修了生を輩出することができるかを検討することが最も重要で喫緊の課題である。

現在、教育等関係常置委員会において、司法試験に対応できる学生の学修到達度に適合した効果的なカリキュラム体系の構築を目指して、各年次における適切な必修科目の構成（配当）、展開演習科目の選択必修化について、カリキュラムの改革を推進中である。これ

により、従来懸案とされていた2年次以降の学生のカリキュラムについても、学生の学修負担の平準化、効率的かつ充実した学修等の観点から検討が行われることになる。

さらに、法律基本科目の「展開演習」については、履修者が少人数の場合に、双方向、多方向の教育の実施に困難を伴っていることから、授業内容や授業の開設数等に加え、学生への履修指導のあり方についても検討する必要がある。その対策の一つとして2012（平成24）年度には、著しく履修者の少ない「展開演習」科目の発生を踏まえ、従来の各学期3科目という履修制限を緩和して、履修を促す措置を講じているが、今後とも検討を継続していく（評価の視点2-1）。

本法科大学院においては、これまで、司法試験対策は、基本的に学生個々人の努力に委ねることとして、司法試験対策を行うことについては慎重な姿勢をとってきたが、他の法科大学院の動向にも注視しつつ、「法科大学院教育の在り方」を再検討すべきであり、法科大学院教育の理念に沿って、教育課程の編成も慎重に検討する（評価の視点2-5）。

なお、本法科大学院は、全国の他の法科大学院と同様に、今後の法科大学院を支える研究者の養成・確保に関して、重大な関心を抱いている。このため、本法科大学院においては、「研究者養成の在り方に関する検討委員会」を設置して検討を開始したが、研究者養成大学院との連携、研究者養成大学院への進学を可能とするような授業科目の配置等、検討すべき多くの課題が存在しており、時間をかけて継続的に検討する。

単位及び授業期間の設定については、「法曹実務演習1」の単位数について、講義時間と実習時間に照らして再検討し、2014（平成26）年度から2単位科目としている（評価の視点2-6）。

法理論教育と法実務教育の架橋については、2013（平成25）年度に「実務教育委員会」を設置したことから、実務教育全般に関わる課題を一元的に取り扱い、理論と実務の架橋を組織的に行う体制を強化している（評価の視点2-9）。

実習科目については、「リーガル・クリニック」科目の開講は、本法科大学院の開設当初から検討されていたものの、現在まで開講されていない。併設法律事務所を設置し、当該事務所において「リーガル・クリニック」を実施するという計画については、その実現が望まれる（認証評価結果9頁）とされているが、今後の課題の一つとして残されている（評価の視点2-12）。

実習科目における守秘義務等については、法曹実務演習における守秘義務等の規範について、単に担当教員の指導によることなく、明確なルールを定める必要がある。そこで、2012（平成24）年12月に「エクスターンシップ実習における守秘義務に関する内規」を定めたので、それを遵守する（評価の視点2-14）。

特色ある取組については、法科大学院在学中から国際感覚を養うため、東アジア、東南アジア、ハワイなど海外の法科大学院との交流できる制度を2014(平成26)年度中に整え、在学中に海外との交流経験を積んだ学生が、将来、アジア諸国において活躍する法曹となり、本法科大学院の理念を実現することができるようにする(評価の視点2-15)。

2－（２） 教育方法等

〔現状の説明〕

課程修了の要件については、本法科大学院においては、修了に必要な単位数は、法令上の基準である 93 単位とされている。このうち、必修単位数は、60 単位とされているが、法学既修者については、28 単位が免除されており、相応の配慮がなされている（『要項』44～45 頁）。

本法科大学院の標準修業年限は 3 年であり、最長在学期間は 6 年を限度とすることとされている。法学既修者および本法科大学院入学以前に修得した単位を本法科大学院の授業科目として修得したと認められる者は、2 年以上の在学で足りることとしており、最長在学期間は 5 年を限度としている（『要項』21 頁）（評価の視点 2－16）。

根拠・参照資料：

- 2－（２）－１ 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 2－（２）－２ 【資料 No. 5-1, 17 頁】「明治大学法科大学院学則」第 13 条，別表 1
- 2－（２）－３ 【資料 No. 2・再掲】「2014 年度法科大学院要項」21, 44～45 頁

履修科目登録の上限については、本法科大学院においては、授業時間外の予習・復習の学習時間を十分に確保することができるように、各学年において履修科目として登録できる単位数の上限が設けられている。各学年において履修科目として登録できる単位数の上限は、2010（平成 22）年度以降の入学者については、1 年次：42 単位，2 年次：36 単位，3 年次：40 単位としている。

なお、2009（平成 21）年度入学者までは、履修科目として登録できる単位数の上限を各学年とも 36 単位としていたが、2010（平成 22）年度以降の入学者については、1 年次の未修者教育の充実の観点および 3 年次の選択科目中心の配当科目のなかで各自の選択による履修機会の充実の観点から、それぞれ上限を改正した、2015 年度（平成 27）年度に予定されているカリキュラム改正に伴って、履修登録科目数の上限の変更も検討中である。（評価の視点 2－17）。

なお、2 年次の学生は、履修科目として登録できる単位数の上限の 36 単位のうち、法学既修者の必修科目の単位数を 30 単位（法学未修者は 28 単位）としており（『要項』44 頁），授業の履修の選択の範囲が狭いものとなっている（法学既修者の 2 年次の必修科目である「行政法応用」は、教育効果を考慮し、法学未修者においては 1 年次後期に配当されている。）（評価の視点 2－17）。

根拠・参照資料：

- 2－（２）－４ 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 2－（２）－５ 【資料 No. 5-17 頁】「明治大学法科大学院学則」別表 1
- 2－（２）－６ 【資料 No. 2・再掲】「2014 年度法科大学院要項」44 頁

他の大学院において修得した単位等の認定については、本法科大学院においては、学則で、認定要件等を定めている（第 14 条）が、これまでのところ、他の大学院等で取得した単位を認定した実績はない（評価の視点 2－18）。

根拠・参照資料：

2－（2）－7 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」

2－（2）－8 【資料 No. 5-1 頁】「明治大学法科大学院学則」第 14 条

入学前に修得した単位等の認定については、本法科大学院においては、教育課程の一体性が損なわれることがないように、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

具体的には、本法科大学院において該当すると思われる科目の担当教員が当該科目の内容を検討し、単位を認定するか否かの判断資料を作成したうえ、教授会の決定に基づいて単位を認定することとしている。これまでの実績は 2006（平成 18）年度入学者 1 名に 1 科目 2 単位を認定したのみである（評価の視点 2－19）。

根拠・参照資料：

2－（2）－9 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」

2－（2）－10 【資料 No. 5-1 頁】「明治大学法科大学院学則」第 15 条

2－（2）－11 【資料 No. 2・再掲】「2014 年度法科大学院要項」45 頁

在学期間の短縮については、本法科大学院においては、入学時に法学既修者コースの入学試験に合格した法学既修者および本法科大学院入学以前に修得した単位を本法科大学院の授業科目として修得したと認められる者は、2 年以上の在学で足りることとし、最長在学期間は 5 年を限度としている（『要項』21 頁）。法学既修者コースの入学試験に合格した場合は、1 年次に配当される法律基本科目の必修科目のうち 28 単位を修得したものとみなされるため、2 年で修了とすることは合理的なものである。なお、2015（平成 27）年度には、商法が入学試験科目から廃止される関係で、法学既修者コースにおいても「商法Ⅰ」及び「商法Ⅱ」が必修となるため、1 年次に配当される法律基本科目の必修科目のうち修得したものとみなされるものは 22 単位となる予定である（評価の視点 2－20）。

根拠・参照資料：

2－（2）－12 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」

2－（2）－13 【資料 No. 5-1 頁】「明治大学法科大学院学則」第 5 条、第 16 条

2－（2）－14 【資料 No. 2・再掲】「2014 年度法科大学院要項」21、44～45 頁

法学既修者の課程修了の要件については、本法科大学院においては、修了要件として、標準修業年限である 3 年以上在学し、93 単位以上の単位を修得することとしている。

法学既修者については、標準修業年限を 2 年とするとともに、1 年次に配当される法律基本科目の必修科目のうち、28 単位（「憲法（統治）」「憲法（人権）」「民法（総則・

契約)」「民法(財産権)」「民法(損害賠償法)」「民法(債権総論)」「家族法」「商法Ⅰ」「商法Ⅱ」「刑法Ⅰ」および「刑法Ⅱ」)を修得したものとみなしているが、前記カリキュラム改正に伴い、「商法Ⅰ」及び「商法Ⅱ」を必修科目とする見通しである。なお、従来から入学試験の受験科目に含まれない科目(「行政法」「民事訴訟法」「刑事訴訟法」)については、単位を修得したものとみなしていない(『要項』45 頁参照)(評価の視点2-21)。

根拠・参照資料：

2- (2) -15 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」

2- (2) -16 【資料 No. 5-1 頁】「明治大学法科大学院学則」第 16 条

2- (2) -17 【資料 No. 2・再掲】「2014 年度法科大学院要項」45 頁

履修指導の体制については、本法科大学院においては、以下のように、きめ細かくかつ効果的な履修指導を心掛けている。

① 入学前のプレガイダンス

本法科大学院開設以来、入学前の履修指導の機会として、学生が入学する前の2月中にプレガイダンスを実施し、法科大学院全体に関わる一般的内容や入学後の心構えにとどまらず、各科目を担当する教員から授業内容について説明し、入学前の学習の指針を提示している。

2013(平成25)年度も、2014(平成26)年度入学者向けに、例年どおり、2014(平成26)年2月にプレガイダンスが実施された。実施日は2月22日(土)であり、出席率は、法学未修者が71.4%、法学既修者が62.9%であり、いずれも前年度を下回った。

法学未修者・法学既修者合同で法科大学院長の挨拶及びカリキュラム概要説明の後、法学未修者、法学既修者に分かれて科目別ガイダンスを実施し、学習の指針を提示した。また、「在学生と修了生のはなし」と題する座談会も実施し、法科大学院における学生生活の具体的なイメージを提供した。

② 入学後のガイダンス

例年、法科大学院入学後、授業開始前に2日間にわたる新入生ガイダンスを実施し、本法科大学院の理念・目的及び教育目標やカリキュラムの特色及び概要の説明、各科目別の履修相談会を行うことにより、授業に学生がスムーズに取り組めるように配慮している。

③ 履修相談会

履修相談会においては、各学生の関心分野や将来の進路希望を踏まえた科目履修ができるように、履修届出の提出のアドバイスを含めて、法律基本科目の担当教員が個別相談方式で実施している。履修相談会は在学生と新入生で実施時間帯を分け、全学生に相談の機会を提供している。

2014(平成26)年度は、4月2日(水)に実施され、各科目とも学生からの相談で盛況であった(評価の視点2-22)。

根拠・参照資料：

- 2－(2)－18 【別紙資料 No. 8】「明治大学法科大学院プレガイダンスについて」
- 2－(2)－19 【別紙資料 No. 9】「2014 年度明治大学法科大学院新年度ガイダンス
タイムスケジュール」

学習相談体制については、本法科大学院においては、各教員が各学期に2回のオフィスアワーを実施している（『要項』55 頁参照）。相談を希望する学生は、事前に申し込むこととしているが、事前申し込みがない場合でも利用することを可能としている。

オフィスアワーの他にも、日常的に授業内容への質問や学習相談が活発に行われており、教員も積極的に対応している（評価の視点 2－23）。

本法科大学院においては、弁護士や非常勤講師の資格を有する教育補助講師を配置している。教育補助講師は、授業担当教員の指導の下に教材の作成等に当たるほか、主として学生の自主学習の相談を受け、学生を支援する役割を担っている。教育補助講師室が14 号館院生共同研究室の一角に設けられており、法学未修者及び法学既修者それぞれに対応した学習相談を日常的に受けている。

2014（平成 26）年度からは、上記の役割に加えて、同年度に入学した未修者に対して（4 クラス編成）副担任として教育補助講師を配置し（主担任は教員）、学習支援の一翼を担うこととなった。なおこの制度については、今後その効果を見極めつつ、既修者および他の学年にも拡大することを検討中である。

教員と教育補助講師は、教材の作成等の際に意見交換を行うことに加え、「教員と教育補助講師との意見交換会」を恒常的に開催し、学習相談の現状や課題の認識を共有してきたが、上記のような制度を前提にすると、教員と教育補助講師との間で学習支援の効果を確認していくことがますます重要となると思われる。2014（平成 26）年度においては、教育補助講師の1 週間の延べ担当時間数は前年度比 12 時間減の 240 時間となったが、人数は前年度比 5 名増員し、5 月 1 日現在 24 名という体制を取っている。

教育補助講師の採用基準も明確化されており、本法科大学院出身者の採用が実現する等、教員、補助講師及び学生間の信頼関係のもと、学習相談体制が充実している（評価の視点 2－24）。

本法科大学院においては、特別招聘教授による特別講演会、寄付講座による公開講座及び公開シンポジウム等を行っているが、いずれも受験指導を目的として行われるものではない。

本学には、国家試験指導センターが設置されており、センター内に法制研究所が設置されている。法制研究所においては、従来から法学部生や卒業生を対象とした旧司法試験の指導が行われていたが、現在は、法学部生を対象とした法科大学院入試（司法試験予備試験を含む）への学習支援および法科大学院生（修了生）の希望者を対象とした学習支援が行われている。現在、本法科大学院は、法制研究所の運営には直接的には関与しておらず、

教員が法制研究所で指導を行うこともないが、法科大学院における効率的な学習の促進、特に教育補助講師の役割との関係の明確化の観点から、法制研究所との意見交換がなされている。司法試験合格率および合格者の増加のためには、修了生に対する学習支援が重要であることが問題意識として共有されており、法制研究所と本法科大学院との連携の下に新たな支援体制を確立することが喫緊の課題 となっている（評価の視点 2—25）。

根拠・参照資料：

- 2—(2)—20 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 2—(2)—21 【資料 No. 5-117 頁】「法科大学院における学習相談に関する内規」
- 2—(2)—22 【資料 No. 2・再掲】「2014 年度法科大学院要項」55 頁
- 2—(2)—23 【別紙資料 No. 10】「2014 年度春学期オフィスアワー日程表」
- 2—(2)—24 【別紙資料 No. 11】「2014 年度秋学期オフィスアワー日程表」
- 2—(2)—25 【別紙資料 No. 12】「法科大学院教育補助講師のご案内」

授業計画等の明示については、本法科大学院においては、各授業科目の教育目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的・多方向的な授業を実施することができるように、学年のはじめに詳細なシラバスを配付しており、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知される方策を講じている。

以前は、シラバスに成績評価方法が記載されていない科目も若干存在したが、2010（平成 22）年度以降、成績評価方法の記載を徹底している。

シラバスには、授業の概要・到達目標、授業の内容、履修上の注意・準備学習の内容、教科書、参考書、成績評価の方法を記載することとしている。

また、本法科大学院においては、各担当教員は、授業開始時にシラバスの内容について説明し、シラバスに沿った授業を進めることとしているが、新たな判例の出現による授業内容の変更等、弾力的な授業の進行を必要とする場合には、シラバスにおいて内容に変更がある旨を予告している。そして、実際に変更がある場合には、原則として、事前にプリントを配付することによって学生に周知を図っているが、新たな判例の出現等により、授業内容の変更が多岐にわたる場合は、Web システムによる通知も活用することにより、学生に周知し、学生の予習に支障が生じないように効果的な授業を行うこととしている（評価の視点 2—26）。

シラバスと授業内容との対応については、FD 研修会における授業内容の総括の際に、各教員が授業の実施状況を報告することにより検証し、その結果を次年度に反映するようにしているが、その際には、学生を対象とした「授業改善のためのアンケート」の質問項目の中の「授業はシラバスに沿っていたか」の集計結果も踏まえている（評価の視点 2—27）。

根拠・参照資料：

- 2—(2)—26 【資料 No. 3・再掲】「2014 年度法科大学院シラバス（授業計画）」

2－(2)－27 【別紙資料 No. 18・後掲】「2013 年度前期アンケート集計結果」

2－(2)－28 【別紙資料 No. 19・後掲】「2013 年度後期アンケート集計結果」

授業の方法については、講義科目や演習科目においても、基本的に双方向・多方向の討論や質疑応答を行うように努めている。具体的な授業の方法については、各科目のシラバスに明示している。複数の教員が同じ科目を担当する場合は、教材の作成や取り上げる判例等に関する打ち合わせを十分に行うこととしている。またFD活動の一環として授業の相互見学を行うことや、見本となる講義および演習をDVDに撮影し、教員に貸し出している。

「法曹実務演習 1」（法律事務所へのエクスターンシップ）及び「法曹実務演習 2」（霞が関インターンシップ）においては、法律事務所や官庁における実務を通じ、双方向の討論および質疑応答が行われており、「ローヤリング」においては、弁護士の初回相談やADRのロールプレイおよびロールプレイ後の討論を通じ、多方向の討論および質疑応答を行っている。

また、「民法法文書作成 1」「民法法文書作成 2」および「企業法務文書作成」は、いずれも作成した各種の文書に基づく報告および討論を通じ、多方向の討論および質疑応答を行っている。

さらに、「模擬裁判（民事）」及び「模擬裁判・法文書作成（刑事）」は、「模擬法廷」を使用した実践的な教育を通じ、多方向の討論および質疑応答を行っている。

授業の方法については、学生を対象とした「授業改善のためのアンケート」の質問項目の中で「教員と学生の双方向授業は達成されていましたが」「教員の説明は明瞭でしたか」などの項目の集計結果も踏まえて、FD研修会における授業内容の総括の際に、各教員が授業の実施状況を報告することにより検証している（評価の視点 2－28）。

なお、本法科大学院においては、発足以来、授業で受験指導に相当することを行うことが固く禁じられており、現在も授業で受験指導に相当することは一切行われていない。特に、2007（平成 19）年の他大学の司法試験考査委員による不適切な受験指導の事件を契機に、同年 7 月 12 日開催の教授会及び同年 9 月 15 日開催のFD研修会でその趣旨・方針を教員間で共有し、現在まで遵守されている（評価の視点 2－29）。

根拠・参照資料：

2－(2)－29 【資料 No. 2・再掲】「2014 年度法科大学院要項」41 頁

2－(2)－30 【資料 No. 3・再掲】「2014 年度法科大学院シラバス（授業計画）」全体

2－(2)－31 【別紙資料 No. 18・後掲】「2013 年度前期アンケート集計結果」

2－(2)－32 【別紙資料 No. 19・後掲】「2013 年度後期アンケート集計結果」

授業を行う学生数については、本法科大学院においては、演習科目については、双方向・多方向で密度の濃い教育を行うために、1 クラス 20 人を上限としたクラス編成が行われて

いる（評価の視点 2－30）。

また、本法科大学院においては、多様な科目の性質及び教育課程上の位置付けを配慮し、各科目における教育効果を高めるため、法律基本科目の講義科目については、1 クラス 50 名を基準にしたクラス編成が行われている。これは、法学未修者である 1 年次の学生は、法律学についての知識をもっていないことに配慮したものであり、2 年次の学生についても、法学既修者コースの入学試験科目にはない「行政法」「民事訴訟法」「刑事訴訟法」などの科目については、十分な法的素養を備えていない可能性があることを前提としたものであり、充実した体系的な教育を施すことを可能にするために行われている。

法学未修者教育の一層の充実の観点から、1 年次の学生の講義科目のうち、「憲法（人権）」「憲法（統治）」「民法（総則・契約）」「民法（財産権）」「商法Ⅱ」「刑法Ⅰ」および「刑法Ⅱ」については、4 クラスを開講することにより、演習科目と同程度の少人数教育が徹底されている。

また、個別的指導を重点的に行う科目として、各科目の「総合指導」「展開演習」及び「総合演習」は、いずれも少人数で開講されている（評価の視点 2－31）。

個別的指導が必要な授業科目のうち、「エクスターンシップ」（法曹実務演習 1）においては、受入先である法律事務所及び企業法務部の数に応じてクラスを編成し、複数の教員が担当しているが、ひとりの教員が 7～8 名の学生を担当するようにクラス構成をしており、きめ細かな個別的指導を実践している（評価の視点 2－32）。

根拠・参照資料：

2－（2）－33 【資料 No. 2・再掲】「2014 年度法科大学院要項」43 頁

2－（2）－34 「法科大学院基礎データ」（表 4）

成績評価及び修了認定については、本法科大学院においては、成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準を定め、学生に対し、要項及びシラバスで明示している（評価の視点 2－33）。

また、本法科大学院においては、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的で公正な成績評価方法を設定するため、各科目担当者からのアンケートと F D 研修会における議論に基づいた成績評価を実施している。

特に、複数教員が担当する科目については、担当者間の協議により、統一した成績評価方法を設定しており、担当者全員による成績評価を行うことにより、担当者間の不公平が生じないように留意している。

また、プロセスとしての学業評価の実現のため、1 回の期末試験で評価をするのではなく、課題、中間テスト、授業中の発言および出席状況なども総合的に勘案した成績評価を行っている。

これらの方針は、本法科大学院の開設時に確認していたが、複数教員が担当する科目については、教員間及び科目間における十分な周知徹底が図られておらず、2008（平成 20）

年度の時点では、成績評価方法として当該学年全体の学生を母数とするもの（上記の方針に基づくもの）、当該科目担当者が担当するクラス（1つの場合と複数の場合がある）の学生を母数とするもの、各クラス単位の学生を母数とするもの、という3通りの母数による評価方法が混在していた。

この点について、大学評価・学位授与機構から改善の指摘を受けたことも踏まえ、上記の方針を遵守するために、「同一のシラバスに基づく授業については、2009（平成 21）年度から、S・A・B・Cの評価基準となる母数は、クラス単位ではなく、受講者全員を母数とする。」ことを教授会において方針決定し、各科目において具体的な対応方法を検討しながら実施している。

また、本法科大学院においては、各科目の成績評価方法を客観的かつ公正に行うために、試験の採点時に種々の工夫を行い、厳格な成績評価基準を設定するための検討が、教員間で行われている。

具体的には、多くの科目においては、試験の採点にあたり、設問ごとに同一の教員が全答案を採点するなどの工夫を行うことにより、客観性と公平性を担保している。また、一部の科目においては、氏名等を隠して採点を行うことにより、匿名性を確保している。採点の結果を採点表に転記する人員の確保が困難なため、匿名性の確保を徹底できない科目も多いが、複数教員の協議によって成績評価を行うことにより、成績評価の恣意性を排除している。

なお、本法科大学院においては、成績評価は、S・A・B・C・Fで行われており、S・A・B・Cを合格とし、Fを不合格としている（学則第 19 条）。

このうち、F（不合格）は、絶対評価とされ、S・A・B・C（合格）は、相対評価としている（Sは、履修者の 10%以内、S、Aは、あわせて履修者の 35%程度、Bは、45%程度、Cは、20%程度としている）。

成績評価基準・成績分布基準等は、『要項』において、学生に事前に開示されており、（『要項』48～49 頁参照）、また、各科目の成績評価方法は、『シラバス』によって事前に学生に示しており、それに従った成績評価を行っている。

また、本法科大学院においては、各学期の期末試験終了後に成績発表を行っているが、2010（平成 22）年度から成績評価に対する異議申立制度を導入し、F評価について異議のある学生は、所定の期間内に理由を摘示して申立書を提出することにより、担当教員による説明と回答を求めることが可能となった。現在、この制度は、F評価のみについて申立てを認めている。2013（平成 25）年度の大学基準協会の認証評価において、F評価に限って異議申立てを認めていること及び異議申立てに対しての判断は当該評価を行った担当教員が行っていることについて、必ずしも十分な対応がなされているとはいえない状況にあるとの指摘を受けた。これらの点について、改善方策を検討する。

なお、本法科大学院においては、2008（平成 20）年度から、3年次学生の成績（入学から3年次前期終了まで）の上位者（20 名程度）について、成績優秀者表彰制度を導入し、

2010（平成 22）年度からは，2 年次学生についても表彰制度を導入した。

本法科大学院における修了要件は，下表のとおりである。

入学年度	2010 年度以降	2008 年度・2009 年度	2007 年度
I	ア 公法系科目 必修科目 10 単位	必修科目 10 単位	必修科目 12 単位
	イ 民事法系科目 必修科目 32 単位	必修科目 30 単位	必修科目 32 単位
	ウ 刑事法系科目 必修科目 12 単位	必修科目 12 単位	必修科目 14 単位
II	実務基礎科目 必修科目 6 単位 選択必修科目 4 単位	必修科目 6 単位	必修科目 6 単位
III	基礎法学・隣接科目 選択必修科目 4 単位	選択必修科目 4 単位	選択必修科目 4 単位
IV	展開・先端科目 選択必修科目 12 単位	選択必修科目 12 単位	選択必修科目 12 単位
その他	II・III・IV 群から 31 単位以上	II・III・IV 群から 31 単位以上	—

本法科大学院における修了認定手続は，教務等関係常置委員会及び執行委員会の議を経た後に，法科大学院拡大教授会において認定を行う手続としており，修了認定基準は適正であり，修了認定の体制・手続も適切に設定している。

なお，本法科大学院においては，司法試験法第 4 条により，法科大学院の課程を修了した者であることが司法試験の受験資格の一つであることに鑑み，本法科大学院の修了認定に係る異議申立ての手続を定め，本法科大学院の修了認定が厳正かつ公明に行われることを確保している。具体的には学生からの異議の申立てがあった場合，執行委員会は，その異議内容を調査し，審査の結果，当該学生の修了認定をすべきことが相当と認められるときは，直後の教授会に当該科目の単位認定を付議することとしている（評価の視点 2－34）。

根拠・参照資料：

- 2－（2）－35 【資料 No. 3・再掲】「2014 年度法科大学院シラバス（授業計画）」
- 2－（2）－36 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 2－（2）－37 【資料 No. 5-1 頁】「明治大学法科大学院学則」第 19 条
- 2－（2）－38 【資料 No. 5-135 頁】「法科大学院成績評価基準に関する申し合わせ」
- 2－（2）－39 【資料 No. 5-137 頁】期末試験（筆記試験）での採点基準および成績分布データの告知について
- 2－（2）－40 【資料 No. 5-151 頁】「法科大学院修了認定に係る異議申立に関する内規」
- 2－（2）－41 【資料 No. 5-153 頁】「成績評価に関する異議申出等に関する内規」
- 2－（2）－42 【別紙資料 No. 13】2013 年度前期科目成績評価分布データ
- 2－（2）－43 【別紙資料 No. 14】2013 年度前期各科目成績評価要素割合一覧表
- 2－（2）－44 【別紙資料 No. 15】2013 年度前期各科目成績評価要素割合一覧表各学年別の G P A 成績と順位について

再試験及び追試験については、本法科大学院においては、必修科目の単位の認定を受けられなかった学生は、授業担当教員の判断により、再試験の機会が提供されることがあるが、厳格な成績評価の徹底の観点から、平成 25（2013）年度入学者から再試験を廃止することとした（評価の視点 2－35）。

また、本法科大学院においては、病気などの正当な理由により定期試験を受験できなかった者は、追試験を受けることができることとされている（評価の視点 2－36）。

なお、3 年次の学生については、必修科目をすべて履修していることを条件として、選択科目の修了要件の単位数のみが不足する場合に、特別試験の制度が設けられている。

これらの試験においても、定期試験と同様に、試験の実施及び成績評価は厳正に行われており、再試験及び特別試験において単位が認定される場合は、C の評価しか受けられないこととされている。

根拠・参照資料：

- 2－（2）－45 【資料 No. 2・再掲】「2014 年度法科大学院要項」47～48 頁
- 2－（2）－46 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 2－（2）－47 【資料 No. 5-1 頁】「法科大学院学則」第 36 条
- 2－（2）－48 【資料 No. 5-125 頁】「法科大学院試験要綱」
- 2－（2）－49 【資料 No. 5-129 頁】「追試験実施細則」
- 2－（2）－50 【資料 No. 5-131 頁】「法科大学院再試験実施細則」
- 2－（2）－51 【資料 No. 5-133 頁】「法科大学院特別試験実施細則」

進級制限については、本法科大学院の進級要件は、以下のとおりである（『要項』49 頁）。

① 2 年次への進級

- ・ 1 年次の必修科目の総単位数（30 単位）の 5 分の 4（24 単位）以上の修得
- ・ 必修科目の G P A で 1. 4 以上を修得

成績評価・修了認定の厳格化の流れに対応するため、2009（平成 21）年度以降の入学生については、「必修科目の G P A が 1. 4 以上」が付加された。さらに、退学勧告が行われるのみであったが、2010（平成 22）年度以降の入学者については、進級要件を 2 年間引き続き充足しなかった場合は、強制退学制度が導入された（『学則』36 条，『要項』53 頁）。その結果、2011（平成 23）年度において、強制退学制度の要件に該当した学生は 10 名であり、そのうち 9 名が自主的に退学し、1 名が学費未納の除籍となり退学判定の対象から外れた。2012（平成 24）年度においては 1 名、2013（平成 25）年度においては 2 名が要件に該当したが、いずれも自主的に退学した（評価の視点 2－37）。

② 3 年次への進級

（法学未修者）

1 年次の必修科目のすべての単位及び 2 年次の必修科目の総単位数（28 単位）の 5 分の 4（23 単位）以上の修得

（法学既修者）

2 年次の必修科目の総単位数（30 単位）の 5 分の 4（24 単位）以上の修得

（法学未修者・法学既修者共通）

2014（平成 26）年度以降入学者については、「必修科目の G P A で 1.8 以上」が付加された（評価の視点 2－37）。

根拠・参照資料：

2－（2）－52 【資料 No. 2・再掲】「2014 年度法科大学院要項」49 頁

2－（2）－53 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」

2－（2）－54 【資料 No. 5-1 頁】「明治大学法科大学院学則」第 36 条

教育内容及び方法の改善については、本法科大学院においては、大学における教育の質の向上には、全教員の参加による F D（faculty development）が不可欠である、との共通の認識の下に、開設当初より教員研究研修関係常置委員会の企画・主導による F D 活動が積極的に行われている。

F D 研修会は、「明治大学法科大学院 F D 研修に関する申合せ」に基づき、開設当初より全教員に呼びかけて定期的または臨時に実施されており、授業内容の充実・改善のために活発な意見の交換を行っており、例年 2 回（前期 1 回、後期 1 回）、実施し、前期・後期とも午後から半日（前期は平日、後期は休日）費やして行っている（評価の視点 2－39）。

2013（平成 25）年度は、前期の 9 月 17 日（火曜日）に開催された F D 研修会では、司法試験の結果を踏まえ、専攻分野毎の前期の総括を行い、カリキュラムのあり方や効率的な授業のあり方等についての議論を行った。

後期の 3 月 1 日（土曜日）に開催された F D 研修会では、午後に、司法試験の結果データを参照しながら、当法科大学院のおかれている現状把握と試験結果の厳しい状況を踏まえて、学長の設置したワーキング・グループのアクション・プランの説明を受け、これからの法科大学院教育のあり方について、自由討論の形式で議論を行った。また、そこでの議論は継続することとし、その後 3 月 13 日に開催された教員懇談会にて継続議論を行った。後期の F D 研修会後の懇談会では、退職する教員等から授業への取組等の報告があった（評価の視点 2－40）。

なお、2008（平成 20）年度から、教授会終了後にランチョン・ミーティングの形で、種々のテーマで F D 研修が行われていたが、2013（平成 25）年度は、法科大学院制度の急激な状況変動のために、教授会で取り扱わなければならない案件が増え、教授会後の時間を使用したランチョン・ミーティングの時間を確保することが困難であったため、開催しなかった。

F D 研修会で議論された内容に関しては、各専攻において教育に活用されるとともに、

教育等関係常置委員会をはじめとする他の常置委員会にもフィードバックし、法科大学院全体で改善に取り組むこととしており、成績評価の厳格化等の成果が出ている。

また、FD活動の一環として、①教員の授業相互見学、②同一科目複数担当者間の打合せ、③実務家教員による意見交換及びカリキュラム改訂への対応のための検討会、④学生による授業評価アンケートなどが行われている。

① 教員の授業相互見学

2007（平成 19）年度に導入され、「明治大学法科大学院授業相互見学に関する取扱要領」に基づき、教員は、学期毎に定められた 2 週間の期間に希望する授業を事前に申し出たうえで自由に見学することができることとされている。授業を見学した教員は、授業を公開した教員に所感メモを提供することとし、相互の授業内容改善に資する仕組みとしている。初年度は、所感メモの提供は任意であったが、2008（平成 20）年度からは義務化した。また、授業の様子を撮影した DVD を作成し、教員への貸出しも行っている。

② 同一科目複数担当者間の打合せ

法科大学院全体の FD 研修会以外でも、教育内容及び方法の改善に関して、各専攻で積極的な検討が行われている。複数教員が同一科目を担当する場合には、教員同士が相互に意見交換を行い、その結果を授業に反映させ、毎回の授業がどのクラスにおいても質・量とも適正なレベルを維持するよう、配慮している（いわゆる「チームによる教育」）。バックグラウンドが異なる実務家教員及び研究者教員が、このような意見交換の場で相互に知見・経験・情報を交換し、特に教育の質の平準化や向上に資するようにしている。

具体的には、民事訴訟法演習（計 10 クラス）では、チームによる教育を徹底させ、15 回の授業の全部につき、課題レポートを事前に学生に提出させ、その到達度・理解度を踏まえて授業を展開するために、担当教員全員が毎週集まって意見交換を行い、教える内容・水準・時間配分など細かな点についても決定したうえ授業に臨んでいる。また、民法・商法等の分野においては、本法科大学院所属教員のほか、本学出身教員・実務家を含む研究会が定期的開催されており、これらの場を通じて、経験・知見の補充がなされ、授業の改善に役立てている。

③ 実務家教員による意見交換及びカリキュラム改訂への対応のための検討会

2010（平成 22）年度から実施されたカリキュラム改訂において、法曹実務科目が質・量的に充実することに向けて、2009（平成 21）年度から実務家教員による意見交換及びカリキュラム改訂への対応のための検討会が設けられ、建設的な議論が行われており、エクスターンシップの受入先の拡充等について建設的な議論を行ってきた。2012（平成 24）年度からは明治大学法科大学院ローファーム設立に向けて実務家教員を中心とする設置準備委員会を開催しており、当該委員会においてローファームにおけるローヤリングやエクスターンシップのあり方等についても議論した。2013（平成 25）年度には、「実務教育委員会」を設置し、実務教育全般について検討することとした。ローファーム構想はいったん棚上げとなってしまったが、当該委員会は引き続き存置し、実務教育についての検討の場とす

ることとしている（評価の視点2－39）。

④学生による授業評価アンケート

本法科大学院においては、開設時より学期毎に、全授業科目を対象に、「授業改善のためのアンケート」を実施し、学生のニーズ・要望・評価を聴取している。当初は、教員がアンケート実施及び回収を行ってきたが、2008（平成20）年度より、教員はアンケート用紙の配布を行うのみとし、学生による回収を行うこととした。また、アンケートの集計結果票については、教員からわかり難い等の苦情が寄せられていたため、2007（平成19）年度に法科大学院の現状に適した新たなアンケート設問を作成し、プログラミングを変更の上、個人別集計票も全面的に変更をし、2008（平成20）年度から実施している。

アンケート項目は、①当該授業への教員の準備、アンケート回答者である学生自身の当該授業への取組、②当該授業の内容、③教員と学生のコミュニケーション、④教員の教授法と学生自身の当該授業への参加度、⑤教員の授業への取組方を問うものであり、自由記述欄も設けている。アンケートの回収率は、2013（平成25）年度前期88.9%、後期87.6%ときわめて高く、自由記述欄に記載される事項也多岐にわたっている（評価の視点2－41）。

アンケート結果は、評価項目毎に全体の結果及び各分野別の結果を集計するとともに、各教員の評価を全体の結果や各分野別の結果とともに示して交付している。アンケート結果は、FD研修会における議論を行う際の素材として用いられ、翌年度のシラバスや授業に反映させている。なお、アンケート結果は、学生に対して、一定期間窓口で公開している。

この他にも、本法科大学院においては、毎年1回、新入生に対して「教育に関するアンケート」を実施しており、寄せられた要望については、各常置委員会にフィードバックする等、学生による授業評価の結果を教育の改善につなぐ取組が行われている（評価の視点2－42）。

根拠・参照資料：

- 2－（2）－55 【資料No.5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 2－（2）－56 【資料No.5-193頁】「法科大学院FD研修に関する申合せ」
- 2－（2）－57 【別紙資料No.16】2013年度明治大学法科大学院FD研修会（第1回）次第
- 2－（2）－58 【別紙資料No.17】2013年度明治大学法科大学院FD研修会（第2回）次第
- 2－（2）－59 【資料No.5-185頁】「明治大学法科大学院授業相互見学に関する取扱要領」
- 2－（2）－60 【資料No.5-187頁】「「授業改善のためのアンケート」実施要領」
- 2－（2）－61 【別紙資料No.18】「授業改善のためのアンケート」実施手順
- 2－（2）－62 【別紙資料No.19】「授業改善のためのアンケート」（学生回答票）
- 2－（2）－63 【別紙資料No.20】「2013年度前期アンケート集計結果」
- 2－（2）－64 【別紙資料No.21】「2013年度後期アンケート集計結果」

特色ある取組については、「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」およ

び「刑事訴訟法」などの法律基本科目においては、複数教員が同一科目を担当する場合に、配付教材の作成についての担当者による綿密な打合せに加え、授業の進行についての打合せも行っており、その結果を授業に反映し、どのクラスにおいても質・量とも適正な授業レベルを維持するよう、配慮している（いわゆる「チームによる教育」）。とりわけ、演習科目については、しばしば授業時間を上回る打合せ時間をもって相互に議論されており、充実した授業を行っている。

バックグラウンドが異なる実務家教員及び研究者教員が同一科目を担当していることから、このような意見交換の場で相互に知見・経験・情報を交換し合うことにより、教育の質の平準化や向上に資するところが非常に大きい。特に、民事訴訟法グループが行っている民事訴訟法演習（計 10 クラス）では、チームによる教育を徹底させ、15 回の授業の全部につき、課題レポートを事前に学生に提出させ、その到達度・理解度を踏まえて授業を展開するために、担当教員全員が毎週集まって意見交換を行い、教える内容・水準・時間配分など細かな点についても決定したうえ授業に臨んでいる（評価の視点 2－43）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

履修科目登録の上限については、本法科大学院においては、学生が過度な負担とならないように、また、十分な自習時間を確保できるように配慮されているが、履修の上限設定のために希望する科目を履修することができないという意見も出されている（評価の視点 2－17）。

学習相談体制については、オフィスアワーについては、時間割を掲示板にて知らせる等により事前に通知し、実施している。以前は学生の利用が低調であったが、2013（平成 25）年度は若干の増加を認めることができる。（評価の視点 2－23）。

教育補助講師は、相当数の学生に利用されており、教員に対する日常的な質問や相談とともに、効果的な学習支援体制の一翼を担っており、在学生や修了生からも高く評価されている。また、2014（平成 26）年度から 1 学次においてクラス副担任として 4 名の補助講師を配置し、より一層、きめ細かい学習支援策を展開することとした。

定期的で開催される「教員と教育補助講師との意見交換会」（2007（平成 19）年度以降）及び各科目における教育業務を通じた意見交換が行われている。学生への教育指導体制をより充実させるためには、教育補助講師との連携のあり方については、当法科大学院の卒業生である弁護士が多数となっており、随時、情報交換を行っているものの、相互の時間的調整の困難さの影響もあって学習効果を詳細に検討することまでは行われてこなかった。前記のように、クラス担任制度の導入が前提となっている現状においては、今後一層の意見交換がなされ、学習支援をより効果的なものとしていく体制の構築が課題である。

教育補助講師は、「教育補助講師採用に係る申合せ」に基づき優秀な教育補助講師が毎年採用されており、安定的な運用が実現しているが、本法科大学院を修了し、弁護士登録

した者が多く教育補助講師に採用され、学生にとって、頼もしい相談役かつ良きロール・モデルとなっている（評価の視点 2-24）。

授業を行う学生数については、本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うために、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されている。

とりわけ、演習科目においては、少人数教育の徹底が図られており、課題別にケース・メソッドやソクラテス・メソッドによる双方向・多方向授業の展開が確保されている。しかしながら、選択科目とされている総合演習においては、学生の選択によって履修者数が大きく変動するため、履修者数を予測してクラス編成を行うことには困難が伴っている（評価の視点 2-30）。

成績評価及び修了認定については、本法科大学院においては、成績評価基準のシラバスによる開示、修了認定手続の整備等、透明性も高く、客観的かつ公正に行われている（評価の視点 2-33）。また、2010（平成 22）年度より異議申立制度が導入され、F 評価を受けた学生に限定しているものの、成績評価に関する学生からの疑問と不満に対して、真摯に回答し、説明責任を果たしている。一方で、2013（平成 25）年度の大学基準協会の認証評価において、F 評価に限って異議申立てを認めていること及び異議申立てに対しての判断は当該評価を行った担当教員が行っていることについて、必ずしも十分な対応がなされているとはいえない状況にあるとの指摘を受けた。これらの点について、改善方策を検討する。また、成績優秀者表彰制度を設けることにより、学生の勉学に対するインセンティブを与えており、学生からも好評である（評価の視点 2-34）。

進級制限については、本法科大学院においては、従来から、進級制度及び退学勧告制度が設けられており、厳格な成績評価と相俟って、安易に修了させない措置が講じられている。2010（平成 22）年度入学生からは、2 年連続して 2 年次に進級することができない学生に対する強制退学制度が導入され、進級・修了要件を充足しない者に対しては、教育的観点から個別面接による個別の指導をより充実させている（評価の視点 2-37）。

教育内容及び方法の改善については、年 2 回行っている F D 研修会には、専任教員のみならず、兼任教員も含めた多くの教員が参加し、活発な議論が行われており、教員の意思疎通を一層高めるとともに、教員間の問題意識の共有に役立っている。F D 研修会においては、外部認証評価機関から受けた指摘事項についても積極的に議論が行われ、常置委員会における検討を経て、授業へ反映されている。

ランチョン・ミーティングについては、教授会の議題が多く、時間的な調整が困難なため十分に機能していない。2013（平成 25）年度には、教員相互の連携やコミュニケーション

ンの前提となる、相互認識として各教員の人となりを知る機会として、ランチョン・ミーティングを再開する予定としていたが、法科大学院制度をめぐる状況変動に対応しなければならぬことから、残念ながら再開することができなかった。

学生によるアンケートについては、各教員が、学生による授業評価結果に基づき、授業内容の工夫などを行い、教育方法の改善に繋げている。

教員の授業相互見学は、関連する科目の授業時間が重複していたりあるいは連続していたりする関係もあり、見学を希望する教員が少ないのが現状である。

同一科目担当者間の授業のための打ち合わせについては、専攻毎の差はあるが、各専攻ともFD研修会の場合や個別に時間を設けることにより行われており、成績評価の厳格化、成績評価の際の母集団の統一等の観点から有効に機能している（評価の視点2-39）。

特色ある取組については、本法科大学院においては、基本科目を中心に、複数教員が同一科目を担当する場合には、配布教材の作成や授業の進行について綿密な打合せを行い、その結果を授業に反映させる「チームによる教育」が実現している（評価の視点2-43）。

[将来への取組・まとめ]

履修科目登録の上限については、学生の履修状況等も踏まえ、教育等関係常置委員会において、カリキュラム編成のあり方も含め、多角的な検討を行った結果、2015年度から上限の引き上げが予定されている（評価の視点2-17）。

学習相談体制については、オフィスアワーについては、各授業時間の終了後や研究室に在室時に学生の質問に答える教員が多く（ことに昼休みには、教員の昼食時間がなくなるほどの長時間質問も多い）、特定の日時に予約をして相談する需要が少ないことも考えられるが、個別相談方式のオフィスアワーの重要性は、否定しがたいところであり、どのような実施方法が好ましいかについて、学生の意識調査なども実施して、改善を図る。なお、2013（平成25）年度には利用者数が若干増加した（評価の視点2-23）。

教育補助講師は、学生からの評価も高く、相当数の学生に利用されていることから、教育補助講師の更なる活用のあり方についての検討を早急に行うとともに、検討結果の一部としてクラス副担任として配置することとなった現状も踏まえ、本学の修了生の更なる任用を可能とするように、予算要求を行う（評価の視点2-24）。

授業を行う学生数については、選択科目とされている総合演習をはじめ、特定の科目のクラスの履修者が極端に少なくなる場合もあるため、少人数教育の成果をより発揮するための効果的な授業のあり方について、担当教員間やFD研修会で検討を積極的に行う（評価の視点2-30）。

成績評価及び修了認定については、異議申立制度の利用状況を検証しつつ、運用のあり方や適用範囲の拡大等についての検討を行う。

成績評価の母集団については、2009（平成 21）年度から「同一のシラバスに基づく授業については、S・A・B・Cの評価基準となる母数は、クラス単位ではなく、受講者全員を母数とする。」方針を確認し、多くの授業科目において統一されつつあるが、全科目への拡大に向けて、存在する問題点や課題の検討を行う。

成績評価の異議申立て制度について、F 評価に限って異議申立てを認めていること及び異議申立てに対しての判断は当該評価を行った担当教員が行っていることについて、改善の余地がないか検討する（評価の視点 2－34）。

進級制限については、進級要件の厳格化を図り、2 年次から 3 年次への進級条件としての GPA 1.8 条件の付加を行ったが、実際の運用状況を検証しつつ、要件の変更（厳格化）や退学勧告制度の対象の拡大についても検討を行い、対象となる学生への個別指導も一層充実させていく（評価の視点 2－37）。

教育内容及び方法の改善については、FD 研修会における議論を実際の教育・研究により反映させるように、関係する常置委員会における議論を充実させるとともに、ランチョン・ミーティング等の活用により、テーマ毎に教員全員で意見交換を行う場を設ける。

学生による授業評価アンケートは、学生の意見には傾聴に値するものも少なくないことから、今後ともアンケート項目等の見直しの検討を行う。また、学生への開示のあり方については、全学における議論も踏まえつつ、教員研究研修関係常置委員会における検討を継続する。

授業相互参観については、より多くの教員が参加するための工夫（教授会における時間割の配布等）を継続するとともに、授業を撮影した DVD の貸出の促進等、見学者・公開者双方の教育内容の充実につながる方策を探る（評価の視点 2－39）。

特色ある取組については、チームによる教育の重要性を教員が共有し、新任教員にも徹底を図ることとする。

総合指導科目についても、法科大学院における学生相互の討論が学習上大きな意義を有することを念頭に置きつつ、学年を超えた学習機会の提供等、本来の法科大学院教育の実現を目指し、建設的な検討を行う（評価の視点 2－43）。

2－（３） 成果等

〔現状の説明〕

教育効果の測定については、本法科大学院においては、将来法曹となるものとして備えるべき基本的素養として、「人間を尊重し『個』を大切にする法曹の養成」を理念に掲げ、「21 世紀の社会を担う専門分野に強い法曹」を養成するという教育目標に向けたカリキュラムを策定し、毎年度その点検と検討を行っている。

そして、年2回開催されるFD研修会において、教育の実情と問題につき情報交換と意見交換を行い、授業担当者全員で問題の共有を図るとともに、喫緊の検討課題を検討している。

法曹となるものとして備えるべき基本的素養の水準としては、担当者間で科目毎に到達目標を設定し、教育効果の達成状況の測定を行っているが、2010（平成 22）年9月に法科大学院コア・カリキュラムの調査研究班が公表した「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」についても、科目担当者間における議論に加え、FD研修会における意見交換、シラバスの作成時のサンプルの提示等を行うことにより、少なくとも、その水準と同等とするようにしている。

また、教育効果については、学生による「授業評価アンケート」を実施し、各分野別・各科目別・各担当者別に集計を行い、この集計結果及び成績評価結果から、他の科目や他の教員の集計結果と客観的に比較しつつ、当該科目の到達目標の達成についての点検を行っている。

さらに、同一分野の教員間における意見交換を経て提起される問題点等につき、各分野を代表する教員が委員を務めている教育等関係常置委員会において、毎年度、シラバスの到達目標の検討に加え、その達成状況についても検討が行われており、各科目間の有機的連携が図られるように、各科目の授業運営における問題点の共有と学生の実情に関する情報交換や意見交換を行っている。

このほか、毎学期、「学生の意見を聴く会」を開催し、学生からの直接の要望や苦情などを吸収するよう努めており、重大な課題や喫緊の課題については、課題を所管する各常置委員会や執行委員会において検討し、教授会に上程し、授業担当者全員に周知徹底するように配慮している。

なお、各年度、学生のGPAによる順位表を（氏名を伏せて）公表しており、学生は各自の得点により全体の中での自分の成績の位置付けを客観的に把握できるようにしている（評価の視点2－44）。

根拠・参照資料：

- 2－（３）－１ 【別紙資料 No. 18・再掲】「授業改善のためのアンケート」実施手順
- 2－（３）－２ 【別紙資料 No. 19・再掲】「授業改善のためのアンケート」（学生回答票）
- 2－（３）－３ 【別紙資料 No. 20・再掲】「2013 年度前期アンケート集計結果」
- 2－（３）－４ 【別紙資料 No. 21・再掲】「2013 年度後期アンケート集計結果」

司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表については、毎年の合格発表時に発表される個人名から修了者の合格状況の把握を行っており、合格者は全員把握している。進路の把握の方法として、法科大学院生・修了生向け就職支援サイト「ジュリナビ」が運営する「jLawyers」への登録情報を活用している。このため、法科大学院修了前に「ジュリナビ」の統一メールアドレスを全学生に配付し利用登録を呼びかけるとともに、修了生には「ジュリナビ」が行う就職動向調査への協力を呼び掛けている。司法修習の修了後の進路についても、ジュリナビ運営事務局の協力により、各種公表情報の収集による把握に努め、9割以上を把握している。

なお、司法試験の合格者は、在学中の成績（GPA）高位者に多いことが確認されており、法科大学院在学中の成績と司法試験の合格者の間の相関関係は高く、法科大学院における教育効果が確認されている。過去の修了生も含め、在学時の最終GPAと司法試験の可否の対応一覧を（氏名を伏せて）一覧に供している。これにより、在学生は、自分のGPAに照らし合わせて、客観的な可能性を予測し、一層の勉学強化に繋げるよう促されている（評価の視点2-45）。

司法試験に合格できなかった修了生の進路の把握は従来から困難であり、毎年秋に開催している本法科大学院のホーム・カミング・デーの参加者も司法試験合格者にほぼ限られていることから、司法試験の受験状況や法曹以外の進路を選択した者の把握が課題となっていた。司法試験合格者の進路の把握に加え、法曹以外の進路を選択した者の状況の把握を行うため、本法科大学院修了生の有志が企画した同窓会の設立を支援したところ、2012（平成24）年3月の発足の際には、法曹以外の進路を選択した修了生も参加したこともあり、参加者以外の状況も含め、修了生の活動状況が徐々に把握できるようになりつつあるが、修了生数と比べると少数にとどまっており、引き続き把握に努めたい（評価の視点2-46）。

なお、修了生の活躍状況は、本法科大学院のホームページで公開している（評価の視点2-47）。

根拠・参照資料：

2-（3）-5 「法科大学院基礎データ」（表3-1）

2-（3）-6 「法科大学院基礎データ」（表3-2）

2-（3）-7 明治大学法科大学院ホームページ『修了生の声』

<http://www.meiji.ac.jp/laws/voice/syuuryouseivoice.html>

特色ある取組としては、本法科大学院においては、成績優秀者に対する表彰制度及び奨学金制度があり、努力している学生の勉学を支援している。

また、「授業評価アンケート」や「教育に関するアンケート」の実施以外に、「学生の意見を聴く会」を年に数回開催し、法科大学院の教育・自習環境の改善に努めている（評価の視点2-48）。

根拠・参照資料：

- 2－（3）－8 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 2－（3）－9 【資料 No. 5-173 頁】「明治大学法科大学院における成績優秀者の表彰に関する内規」
- 2－（3）－10 【資料 No. 5-175 頁】「明治大学法科大学院振興基金成績優秀者の表彰に関する内規」

[点検・評価（長所と問題点）]

教育効果の測定については、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」の冊子を教員はもとより学生にも配布することにより、学生に対しても将来法曹となるものとして備えるべき基本的素養の水準が浸透するように努めているが、学生にも浸透してきている（評価の視点 2－44）。

司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表については、学生の司法試験の合格状況の把握はほぼ完全に行われており、在学中の成績との関係も把握されているが、修了生の進路は、十分に把握されているとは言えない状況である（評価の視点 2－45）。

法曹以外の進路の把握については、同窓会との連携により、ある程度の把握はできるようになったが、まだ不十分である（評価の視点 2－46）。

特色ある取組については、成績優秀者に対する表彰制度及び奨学金制度は、学生の学修意欲を増すことに役立っている（評価の視点 2－48）。

[将来への取組・まとめ]

教育効果の測定については、担当者間の議論やFD研修会や教育等関係常置委員会における議論を不断に行うことにより、更なる改善に努める（評価の視点 2－44）。

司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表については、公表情報の活用や同窓会との連携を高めることにより、修了生の進路の更なる把握に努めたい（評価の視点 2－45）。

法曹以外の進路の把握については、進級制限の厳格化や強制退学制度により、早い段階に法曹以外の進路を選択する学生に対し、適切な指導を行うとともに、同窓会との連携等を通じ、法曹以外の進路の把握を行うように努める（評価の視点 2－46）。

また、修了生の活躍状況もホームページ等で積極的に公表していきたい（評価の視点 2－47）。

特色ある取組については、現在行われている成績優秀者に対する表彰制度は、学生にと

っての学習意欲を向上させることに役立っていることから、財政面の問題もあるが、指定寄付金や法科大学院教育振興基金を活用することにより、一層の充実を図る（評価の視点2－48）。

3 教員組織

[現状の説明]

専任教員数について、法科大学院においては、学生の収容定員 15 名に 1 名の専任教員が必要とされていることから、本法科大学院において必要とされる専任教員は、34 名である（収容定員 510 名 ÷ 15 = 34）。

なお、法科大学院に必要とされる専任教員数は、そのおおむね 2 割に 3 分の 2 を乗じた数の範囲内については、1 年に 6 単位以上の授業を担当し、かつ、カリキュラムの編成その他組織の運営に責任を有する者（いわゆる「みなし専任教員」）で足りるとされており、本法科大学院の場合には、5 名まで算入が認められる（ $34 \times 0.2 \times 2 / 3 \div 5$ ）。

本法科大学院においては、教員は、専任教員、特任教員、客員教員及び兼任・兼任教員に分類されている（「明治大学教員任用規程」、「明治大学特任教員任用基準」、「明治大学客員教員任用基準」及び「明治大学兼任講師任用基準」等）。

専任教員は、主として博士論文またはそれに準ずる研究上の業績を審査して任用する教員であり、任期の定めがない。特任教員は、主として実務上の実績や経験を審査対象とし、教育・研究上の業績をも加味して任用する教員であり、任期は 5 年以内とされている。

本法科大学院における特任教員は、これまで 1 名を除いて実務家教員であり、特任教員のほとんどが、「みなし専任教員」として、組織運営に責任を有する教員の要件を満たしている。

客員教員は、特に優れた実務上の実績を審査して任用する実務家教員であり、任期は 1 年であり、更新は 2 回まで認められている。

兼任教員は、本学の法学部等の他学部所属の専任教員であって本法科大学院の授業を担当するものであり、兼任教員は、他大学等から出講してくる非常勤講師であり、それぞれ 1 年ごとに委嘱され、更新の制限は設けられていない。

本法科大学院に必要な専任教員数は 34 名であるが、2014（平成 26）年 5 月 1 日現在、39 名の固有の専任教員と 12 名の特任教員（有期専任教員 3 名、みなし専任教員 9 名）の合計 51 名の教員が在籍しており、専任教員数に関する法令上の基準を遵守している（評価の視点 3－1）。

上記の専任教員及びみなし専任教員は、大学の学部や大学院の他研究科の専任教員の必要人数に算入することは許されないが、法科大学院設置上の過渡的措置として、2013（平成 25）年度まで（10 年以内）に解消されることを条件に、必要専任教員数の 3 分の 1 を越えない範囲で兼籍が認められていた（いわゆる「兼籍教員」）。なお、2013（平成 25）年度末をもって全教員の兼籍が解消し、2014（平成 26）年度には、兼籍教員は存在していない（評価の視点 3－2）。

また、専任教員のうち、半数以上は原則として教授であることが法令上必要とされるが、本法科大学院では、51 名の専任教員（みなし専任教員を含む）の全員が教授であるので、専任教員数における教授数に関する法令上の基準を遵守している（評価の視点 3－3）。

根拠・参照資料：

- 3-1 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 3-2 【資料 No. 5-63 頁】「明治大学教員任用規程」
- 3-3 【資料 No. 5-71 頁】「明治大学特任教員任用基準」
- 3-4 【資料 No. 5-75 頁】「明治大学客員教員任用基準」
- 3-5 【資料 No. 5-79 頁】「明治大学兼任講師任用基準」
- 3-6 【資料 No. 5-81 頁】「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」
- 3-7 【資料 No. 5-85 頁】「法科大学院教員の任用、昇格及び任用の更新に関する内規」
- 3-8 「法科大学院基礎データ」(表 5)

専任教員としての能力については、本法科大学院においては、教員の任用時に、主査 1 名、副査 2 名からなる審査委員会を設置し、担当する専攻分野に関する高度の教育上の指導能力があり、かつ、その専攻分野における教育上・研究上の業績または実務上の経験及び高度の実務能力を有する者であることについて慎重に審査し、人事関係常置委員会、教授会、学部長会及び理事会の承認を得て任用されている（評価の視点 3-4）。

根拠・参照資料：

- 3-9 【資料 No. 5-85 頁】「法科大学院教員の任用、昇格及び任用の更新に関する内規」

実務家教員については、必要専任教員数のおおむね 2 割以上は法曹を中心とした、おおむね 5 年以上の実務経験と高度の実務能力を有する者であることが要求されている。本法科大学院において必要とされる実務家教員は、7 名以上である（ $34 \times 0.2 \div 7$ ）。

本法科大学院においては、実務家教員として、2014（平成 26）年度には 10 名の専任教員及び 9 名のみなし専任教員が在籍しており、法令上必要とされる基準を遵守している（評価の視点 3-5）。

根拠・参照資料：

- 3-10 「法科大学院基礎データ」(表 5)

専任教員の分野構成、科目配置については、本法科大学院においては、法律基本科目の各科目への専任教員の配置について、以下の表のとおり、公法系が憲法 3 名、行政法 3 名、民事法系が民法 8 名、商法 4 名、民事訴訟法 10 名（内みなし専任 5 名）、刑事法系が刑法 5 名、刑事訴訟法 7 名（内みなし専任 2 名）であり、各科目とも適切な配置がなされている（評価の視点 3-6）。

2014（平成 26）年度 教員数

（5 月 1 日現在）

種類	公法系	民事系	刑事系	基礎・隣接 法	展開・先端系	合計
専任	6	17	10	0	9	42
みなし専任	0	5	2	0	2	9

客員	0	0	1	0	0	1
兼担	0	4	3	5	5	17
兼任	2	12	0	4	12	30
合計	8	38	16	9	28	99

＊複数の系にまたがる担当者は、主要科目の系でカウントした。

本法科大学院においては、法律基本科目以外の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員配置について、基礎法学・隣接科目を担当する専任教員3名（ただし主要科目は別の系）、展開・先端科目を担当する専任教員9名であり、いずれも適切な配置がなされている。

各科目における専任教員担当比率は、法律基本科目 92.2%、基礎法学・隣接科目 18.2%、展開・先端科目 76.3%であり、各科目とも専任教員が中心となって担当している（評価の視点3－7）。

さらに、本法科大学院においては、主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置についても、専任教員13名（内特任9名）が担当しており、適切な配置がなされている（評価の視点3－8）。

根拠・参照資料：

3－11 「法科大学院基礎データ」（表2）

3－12 「法科大学院基礎データ」（表5）

3－13 「法科大学院基礎データ」（表6）

3－14 「法科大学院基礎データ」（表7）

専任教員の構成については、本法科大学院の専任及び特任教員51名の年齢構成は、2014（平成26）年5月1日現在、61歳～70歳が24名（47.1%）を占め、51歳～60歳が20名（39.2%）、41歳～50歳が6名（11.8%）、30歳代は0名（0%）、71歳以上は1名（2.0%）である。法科大学院では経験豊かな教員スタッフが求められることから、この年齢構成が一概に不適当とはいえない。しかしながら、法科大学院の将来の教育を適切に行うためには、教員組織の年齢構成のバランスの適正化を図るため、計画的に任用人事を行い、教員の若返りを積極的に図っていく必要がある（評価の視点3－9）。

また、本法科大学院の教員の男女比は、2014（平成26）年5月1日現在、専任及び特任教員合計51名において、男性：女性＝41：10で、女性の占める割合は19.6%である。男女共同参画社会の形成に貢献する法曹の養成を標榜している本法科大学院としては、女性教員の比重が低いことは認めざるを得ない（評価の視点3－10）。

根拠・参照資料：

3－15 「法科大学院基礎データ」（表7）

3－16 「法科大学院基礎データ」（表8）

専任教員の後継者の補充等については、本法科大学院においては、専任教員の後継者の養成については、本法科大学院の修了生を教育補助講師やローヤリングの実務家教員（主従2名の実務家教員で担当）として経験を積ませることにより、実務家教員の後継者の養成の道筋は構築されつつある。

しかしながら、研究者教員の養成については、従来からの大学院法学研究科博士後期課程に委ねざるを得ないが、法律専門職を目指す学生の多くは、法科大学院への進学を志望するようになっており、大学院法学研究科博士後期課程への進学者が激減しているのが全国的な現状である。

本法科大学院においては、大学院法学研究科との連携を強化し、研究者教員の養成を図るため、「研究者養成のあり方に関する検討委員会」を設置し、博士後期過程における入試科目のありかた等に関する検討を行ってきており、司法試験合格者については、外国語科目を1科目とする措置が講じられている。なお、2013（平成25）年度には、弁護士である本法科大学院修了者が本学大学院博士後期課程に初めて入学した（評価の視点3—11）。

根拠・参照資料：

3—17 【別紙資料 No. 22】「法学研究科 2015 年度大学院学生募集要項（法科大学院からの法学研究科博士後期課程入学試験）」

教員の募集・任免・昇格については、「明治大学教員任用規程」「明治大学特任教員任用基準」「明治大学客員教員任用基準」「明治大学兼任講師任用基準」「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」などの法令に準拠した学内諸規程及び「法科大学院教員の任用、昇格及び任用の更新に関する内規」に従って手続を行っている（評価の基準3—12）。

具体的には、教授会において、主査1名及び副査2名からなる審査委員会を設け、審査を行なったうえで、学部長会及び理事会の議を経て承認されることとされている。

本法科大学院においては、専任教授、専任准教授及び専任講師の推薦及び進退に関する事項を審議する場合は、人事関係常置委員会における審査を経たうえで、「明治大学法科大学院教授会規程」に従い、議決権を有する教授会員の3分の2以上の定足数を満たした教授会で、同じく議決権を有する教授会員の3分の2以上の賛成を要する人事案件として扱われており、任用のためには、「その担当する専攻分野に関し高度の教育上の指導能力があり、かつ、その専攻分野における教育上・研究上の業績（研究者教員）または実務上の経験及び高度の実務能力を有する者（実務家教員）」であることが求められている。

教員の昇格についても、任用と同様に、学内諸規程及び手続が定められており、本法科大学院においても学内諸規程を遵守した適切な運用が行われている。さらに兼任講師の任用についても、人事関係常置委員会及び教授会における審査を経たうえで、学部長会に上程することとされている。

ところで、法科大学院では、法理論と法実務の架橋教育を通じて高度職業人としての法曹養成教育を行い、かつ修了者には法務博士の学位を授与するに値する高度な教育を実施

している。このため、教員組織の編成にあたっては「専門職大学院設置基準」等の関連法令及び「明治大学教員任用規程」「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」等の学内諸規程を踏まえて、次の事項に留意する必要がある。

①専任教員としての能力については、担当する専攻分野に関する高度の教育上の指導能力があり、かつ、その専攻分野における教育上・研究上の業績または実務上の経験及び高度の実務能力を有する者であることを求められている。

②実務家教員については、必要専任教員数のおおむね2割以上は法曹を中心とした、おおむね5年以上の実務経験と高度の実務能力を有する者であることが要求されている。

③専任教員任用にあたっては、研究・教育ともに優れた者を選任することが必要であり、原則としては教授資格を有する者であることが求められる。他方、法科大学院専任教員の年齢構成に配慮すると、一定の業績を有する将来有望な若手教員を専任准教授として任用することも視野に入れる必要がある。

これらの教員組織の編成方針を前提として、人事関係常置委員会において、大学が毎年度定める「学長方針」や「教員任用の基本計画」に基づき、任用計画を策定し、教授会審議の後、大学に任用計画書を提出している（評価の基準3—13）。

根拠・参照資料：

- 3—18 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 3—19 【資料 No. 5-63 頁】「明治大学教員任用規程」
- 3—20 【資料 No. 5-71 頁】「明治大学特任教員任用基準」
- 3—21 【資料 No. 5-75 頁】「明治大学客員教員任用基準」
- 3—22 【資料 No. 5-79 頁】「明治大学兼任講師任用基準」
- 3—23 【資料 No. 5-81 頁】「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」
- 3—24 【資料 No. 5-85 頁】「法科大学院教員の任用、昇格及び任用の更新に関する内規」
- 3—25 【資料 No. 5-33 頁】「明治大学法科大学院教授会規程」
- 3—26 【資料 No. 5-95 頁】「学校法人明治大学教職員就業規則」

教員の教育研究条件については、本法科大学院においては、いずれの専任教員も本法科大学院、本学の学部・研究科、他大学を含めた授業担当が30単位以内となっており、みなし専任教員においては15単位以内となっている。

なお、本学における専任教授の責任授業担当時間は、通年10時間（1コマあたりの時間数が2時間の場合、半期換算10コマ相当）で、この基準が本法科大学院にも適用されている。本法科大学院の授業負担は、通常の学部や既存の大学院研究科の授業と比べて、きわめて重く、本法科大学院の責任授業担当時間が通年換算5コマであることは、全国的に見ても過重なものとなっている。

このため、教員の教育の負担を軽減し、研究に当てる時間を作り出すために、本法科大学院の責任授業担当時間を「ノルマ半期換算4コマ」にすることや「1コマあたり1.5倍の換算」を大学当局に働きかけてきたが、実現されていない（評価の視点3—14）。

本法科大学院においては、学内制度として、「在外研究員」制度（長期は1年まで、短期は6カ月まで海外に滞在して研究に専念できる制度）及び「特別研究者」制度（1年間研究に専念し、授業その他の校務を免除される制度）があり、本法科大学院に対しても、毎年度各1名以上の割当てがなされている。

2013（平成25）年度は、在外研究制度利用者2名（鈴木修一教授、中山知己教授）及び特別研究者制度利用者1名（碓井光明教授）である。2014（平成26）年度は、在外研究制度利用者2名（高倉成男教授、今村哲也教授）及び特別研究者制度利用者2名（平田厚教授、野川忍教授）である。

このほか、本法科大学院教員の研究成果の発表の場として、『明治大学法科大学院論集』が刊行されており、年間2回の発行が予定されている。2013（平成25）年度は、津田重憲教授の追悼論集、高橋和之教授の古稀記念論集の年2回刊行を実現した。（評価の視点3—15）。

本学における専任教員への個人研究費（特定個人研究費）は、年額35万円であり、本法科大学院においても、他の学部等と同様に、学内規程に則って、適切に配分されている。特定個人研究費は、研究用機器備品（20万円以上・耐用年数1年以上）、準備品（5万円以上20万円未満・耐用年数1年以上）、図書・資料・研究旅費等に支弁できる。このほか、学会出張旅費（国内）を年度内2回（研究発表、報告者の場合は更に1回）、国際学会参加渡航費助成を年度内2回上限30万円申請することができる。また、寄附講座による寄付金や法科大学院教育研究振興基金の一部も研究費として活用している（評価の視点3—16）。

根拠・参照資料：

- 3—27 【資料No.5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 3—28 【資料No.5-199頁】「明治大学特別研究者制度規程」
- 3—29 【資料No.5-205頁】「明治大学在外研究員規程」
- 3—30 【資料No.5-223頁】「明治大学特定個人研究費取扱要領」
- 3—31 【資料No.5-231頁】「明治大学法科大学院論集に関する要綱」
- 3—32 【資料No.5-233頁】「法科大学院論集」発行に関する細目」
- 3—33 「法科大学院基礎データ」（表12）
- 3—34 【資料No.6】「明治大学における研究費に関する使用マニュアル（2014年度）」
- 3—35 【別紙資料No.23】「明治大学法科大学院論集」第1号～第14号（目次）

人的補助体制については、本法科大学院には、担当教員の指示に基づいて学生の指導に当たる教育補助講師、専門法曹養成研究教育センターをはじめ教員の研究を補助するリサー

チ・アシスタント（R A）及び学生の出席管理や教材作成の補助を行うティーチング・アシスタント（T A）の制度が設けられ、教育・研究補助業務に従事している。2012（平成 24）年度においては、教育補助講師 18 名、R A 3 名及び T A 2 名であったが、2013（平成 25）年度には教育補助講師 19 名、R A 4 名及び T A 2 名に拡充されており、教育・研究に資する人的な補助体制の適切な整備がなされている。2014（平成 26）年度は教育補助講師 24 名、R A 4 名及び T A 2 名であるが、教育補助講師の担当時間数は週 240 時間で前年度比 12 時間となった。また、研究活動を支援する事務組織として、研究推進部が置かれ、全学的なサポート体制が整備されている（評価の視点 3—17）。

根拠・参照資料：

- 3—36 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 3—37 【資料 No. 5-105 頁】「明治大学 R A、T A 及び教育補助講師採用規程」
- 3—38 【資料 No. 5-109 頁】「明治大学法科大学院教育補助講師の採用手続に関する申し合わせ」
- 3—39 【別紙資料 No. 11・再掲】「法科大学院教育補助講師のご案内」
- 3—40 【資料 No. 6・再掲】「明治大学における研究費に関する使用マニュアル（2014 年度）」

教育研究の評価と教育方法の改善については、本法科大学院においては、各教員が積極的に教育研究を行っており、その成果は、法科大学院論集などで公表されている。法科大学院論集においては、授業改善のための論考も掲載されており、教員の教育改善に役立っている（評価の視点 3—18）。

根拠・参照資料：

- 3—41 【別紙資料 No. 23・再掲】「明治大学法科大学院論集」第 1 号～第 14 号（目次）

特色ある取組については、本法科大学院においては、F D 活動に力を注いでおり、F D 研修会には、専任教員、特任教員だけでなく、兼任教員、兼任教員も参加している。これにより、理念・目的及び教育目標の共有を徹底できるだけでなく、各専攻における授業の評価、改善についての議論が活発になされており、出された意見は、教育等関係常置委員会や教務等関係常置委員会における検討を経て、本法科大学院全体の教育方法の改善につながっている（評価の視点 3—19）。

[点検・評価（長所と問題点）]

専任教員数については、本法科大学院においては、法令上の基準を満たしており、専任教員の配置や専任教員に占める教授の割合も、法令上の基準を上回っていることから、本法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成するうえで、適切な教員組織が実現されている（評価の視点 3—1）（評価の視点 3—2）（評価の視点 3—3）。

専任教員としての能力については、本法科大学院においては、教員の任用時及び昇格時に、適正な手続が遵守されており、高度の教育上の指導能力、教育上・研究上の業績等の慎重な審査が行われている（評価の視点3－4）。

実務家教員については、本法科大学院における実務家教員数は、法令上の基準を満たしており、法令上求められる実務経験と高度の実務能力を有する実務家教員数も法令上の基準を満たしており、充実した実務科目の教育を行ううえで、適切な教員組織が実現されている（評価の視点3－5）。

専任教員の分野構成、科目配置については、本法科大学院においては、法律基本科目すべてに複数の専任教員を配置し、法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目についても専任教員を配置し、主要な法律実務基礎科目についても実務家教員を配置しており、適切な教員組織が実現されている（評価の視点3－6）（評価の視点3－7）。

専任教員の構成については、本法科大学院の専任及び特任教員の年齢構成は、60歳代が半数近くを占めており、年代別の在籍率に偏りが存在する（評価の視点3－9）。また、女性教員の占める割合が低い（評価の視点3－10）。

専任教員の後継者の補充等については、研究者教員の養成については、「研究者養成のあり方に関する検討委員会」における検討の成果が着実に現れつつある（評価の視点3－11）。

教員の募集・任免・昇格については、本法科大学院においては、すべての教員の任用及び昇格が法令に準拠した学内の統一規則である任用基準により行われており、適正な手続きで行われている（評価の視点3－12）（評価の視点3－13）。

教員の教育研究条件については、本法科大学院においては、学内制度である在外研究制度及び特別研究者制度を活用することにより、教員の研究活動が活性化されている（評価の視点3－15）。

人的補助体制については、本法科大学院においては、教育補助講師、RA及びTAが有効に機能しているが、学生へのよりきめ細やかな指導や業務の増大への適切な対応のためには、十分な陣容とはいえない状況にある（評価の視点3－17）。

教育研究の評価と教育方法の改善については、本法科大学院においては、教員の教育活動の評価を組織的に行う体制は整備されておらず、すべての教員が法科大学院論集への投

稿を行っているわけではない（評価の視点 3－18）。

[将来への取組・まとめ]

専任教員数については、今後も本法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成する観点から、適切な教員組織を実現するために将来を見据えた任用計画を策定する（評価の視点 3－1）（評価の視点 3－2）（評価の視点 3－3）。

専任教員としての能力については、教育上の指導能力、教育上・研究上の業績等の維持、向上のための研鑽を継続する（評価の視点 3－4）。

実務家教員については、高度の実務能力を有する実務教員数を確保するために、中長期的な任用計画を策定する（評価の視点 3－5）。

専任教員の分野構成、科目配置については、法律基本科目を中心とした適切な配置の維持が重要であるため、適切な配置のための教員の任用を着実にを行う（評価の視点 3－6）。

教員の構成については、本法科大学院の将来の教育に支障が生じないようにするため、本法科大学院の専任及び特任教員の年齢構成の偏りを是正することを念頭に置いた教員の任用を積極的に行う（評価の視点 3－9）。教員の男女比についても、各科目における女性教員の採用を積極的に行う（評価の視点 3－10）。

専任教員の後継者の補充等については、研究者教員の養成について、「研究者養成のあり方に関する検討委員会」における検討をより活性化し、研究者養成大学院との連携もさらに強化する（評価の視点 3－11）。

教員の教育研究条件については、法科大学院の授業負担が過大であり、授業を行いながら、十分な研究を行う時間を確保することが困難であることから、また、教員の研究活動の一層の活性化のためにも、全国的に見ても一般化されつつある責任コマ数の軽減措置や専任教員の在外研究制度及び特別研究者制度の利用枠を増加させる働きかけを積極的に行っていく（評価の視点 3－14）（評価の視点 3－15）。

人的補助体制については、学生へのよりきめ細やかな指導や業務の増大への適切な対応のために、教育補助講師、RA及びTAの増員を要求する（評価の視点 3－17）。

教育研究の評価と教育方法の改善については、教育研究の評価及び教育方法の改善に向

け，FD研修会などを通じ，より組織的な検討を行う（評価の視点3－18）。

4 学生の受け入れ

[現状の説明]

学生の受け入れ方針，選抜方法及び選抜手続の設定並びに客観的かつ公正な選抜の実施

については，本法科大学院の「入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」として，建学の精神である「権利自由」「独立自治」の理念の下，人権を尊重し「個」を大切にする法曹の養成を目標とし，とくに「知的財産」「医事生命倫理」「環境」「ジェンダー」「企業法務」の5分野に力を入れ，その教育目標を「法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観及び創造的な思考力を涵養するとともに，幅広い教養と専門的な法知識を教授し，並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより，社会的，国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を育成することを目的とする」（学則第2条）としている（「1. 理念・目的及び教育目標」を参照）（評価の視点4-1）。

このため，本法科大学院の入学者選抜においては，なるべく多角的な視点から多様な資質を評価するために，筆記試験のほか，出願書類をもとに，学長成績，社会活動，資格，法曹としての資質・意欲・将来性などにつき加点して，書類審査を行っている。これらの選抜を通じて，社会の不正義に対する客観的な認識・分析とこれを正そうとする熱意と意欲を備えた人材評価に努めている。

このような学生の受け入れ方針は，本法科大学院のホームページにおいても「入学者選抜においては，正義感にあふれ，批判的精神をもって社会を見つめ，独立の気概をもって法に取り組む人材を求めています」と示され，具体的な選抜方法とその手続は，法科大学院ガイドブックおよび入試要項において公表されている。

具体的な選抜方法は，未修者コース選抜（法科大学院を3年間で修了するコース）と既修者コース選抜（法科大学院を2年間で修了するコース）の二つの柱からなる。

① 未修者コース選抜

書類選考と筆記試験を実施している。

書類選考においては，法科大学院全国統一適性試験の成績のほか，志願者調書（学部時代の学業成績，社会的活動の実績，本法科大学院の重点領域に関連する資格，法曹としての資質・意欲・将来性などを記載）を求め，多面的な視点から総合的に評価している。筆記試験においては，法律や法律学の知識を前提としない小論文を実施し，法解釈や判例の知識は問わないが，社会生活を営んでいくうえで求められる法的なセンスや人権感覚，論理的思考力などは積極的に問うこととしている。

配点は，筆記試験 120 点，法科大学院全国統一適性試験 100 点，書類選考における学業成績・社会活動・資格（各 10 点）30 点，法曹としての資質・意欲・将来性 20 点，合計 270 点となっている。なお，2015（平成 27）年度入試より，未修者コースの配点は，筆記試験 120 点，法科大学院全国統一適性試験 60 点，書類選考における学業成績 20 点，社会的活動・資格（各 10 点）20 点，法曹としての資質・意欲・将来性 20 点，合計 240 点となる。

なお、2014(平成 26)年度入試(2013(平成 25)年 9 月実施)より、第二次選考(面接)を廃止している。面接試験の代替として書類選考を重視することにより対応し、受験生の負担を軽減することとした。これに合わせて書類選考において、法曹としての資質審査を加えることとし、志願者調書の記述量を従来より増やすこととした。

② 既修者コース選抜

書類選考と筆記試験を実施している。

書類選考においては、法学検定試験委員会主催の「法学既修者試験」（憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法の 6 科目）の成績の提出を必須とし、また法学検定試験、ビジネス実務法務検定試験、知的財産管理技能検定の成績も考慮して、法律基本科目に関する法的知識の修得度を判断している。なお、2015（平成 27）年度入試より、「法学既修者試験」については、憲法・民法・刑法の 3 科目の成績の提出を必須とすることに変更した。また、旧司法試験は 2010（平成 22）年度で終了したため、2014（平成 26）年度入試では評価対象から除外することとした。

書類選考においては、このほかに、未修者コースと同様に、志願者調書において学部時代の学業成績、社会的活動の実績、本法科大学院の重点領域に関連する資格、本法科大学院及び法曹を志望する理由などの記載を求め、多面的な視点から総合的に判断している。筆記試験においては、入学後に単位免除科目となる憲法・民法・刑法・商法の 4 科目につき論文試験を課し、法的知識の正確性と法的思考の展開力を問うこととしている。なお、2015（平成 27）年度入試より、筆記試験科目から商法を廃止し、憲法・民法・刑法の 3 科目につき論文試験を実施することに変更した。

なお、2010（平成 22）年度入試までは、面接を課し、基本的な資質を問うとともに、上記 4 科目を中心に口頭試問を行ってきたが、2011（平成 23）年度入試（2010（平成 22）年 9 月実施）よりこれを廃止した。その理由は、本学の既修者コース選抜においては、法科大学院全国統一適性試験、法学既修者試験、論文試験などの多方面からの要素で可否の判定を行うことが可能であり、面接を実施しなくても十分に資質の判定が可能であると判断したからである。

2014(平成 26)年度入試における筆記試験と書類選考の配点は、筆記試験(憲法 50 点、民法 70 点、刑法 50 点、商法 30 点)合計 200 点、法科大学院全国統一適性試験 50 点、法学既修者試験 60 点、書類選考における学業成績・社会的活動・資格(各 10 点)30 点、法曹としての資質・意欲・将来性 20 点、合計 360 点となっている。民法の配点が多くなり、商法の配点が少なくなっているのは、民法の試験を通じて商法の基礎的な能力を図ることが理由である。さらに、書類選考においては法曹としての資質・意欲・将来性についても判断することにした。なお、2015（平成 27）年度入試から、筆記試験科目のうち商法を廃止したことに伴い、筆記試験（憲法 60 点、民法 80 点、刑法 60 点）合計 200 点、法科大学院全国統一適性試験 50 点、法学既修者試験 60 点、書類選考における学業成績 20 点、社会的活

動・資格（各 10 点）20 点，法曹としての資質・意欲・将来性 20 点，合計 370 点となっている。

③両コース共通事項（最低基準点制度など）

法科大学院受験者数の大幅減少を踏まえ，一定の質の確保を社会的に求められるようになったことに対応し，2011（平成 23）年度入試（2010（平成 22）年 9 月実施）から法科大学院全国統一適性試験と筆記試験について最低基準点制度を導入した（法学既修者試験には導入していない）。法科大学院全国統一適性試験においては，法学未修者選抜・法学既修者選抜を問わず，総受験者の下位から概ね 15%を目安として最低基準点を決定し，出願を認めないこととした。筆記試験の各科目においても，科目の総受験者の得点状況に鑑みながら，総受験者の下位から概ね 15%を目安として最低基準点を決定することとした。（評価の視点 4－2）。

なお，本法科大学院の受験資格は，本法科大学院のホームページにおいて，「大学卒業，ないし卒業見込みの者，もしくは大学卒業者と同等以上の学力を有する者と本法科大学院が認めた者や大学 3 年次に在学している者で，優れた成績を修めた者（いわゆる飛び級）などである。また「法科大学院入試を受験するためには，適性試験管理委員会の実施する『法科大学院全国統一適性試験』を受験していなければなりません。」として，この資格に該当する者であれば，誰でも本学入学者選抜を受けることができることを明示している（評価の視点 4－3）。

根拠・参照資料：

4－1 【資料 No. 1・再掲】「明治大学法科大学院ガイドブック 2015 年度版」

4－2 【資料 No. 4・再掲】「2015 年度明治大学法科大学院入学試験要項」

4－3 明治大学法科大学院ホームページ『入学試験』

<http://www.meiji.ac.jp/laws/entrance/admission.html>

4－4 明治大学法科大学院ホームページ『出願条件』

<http://www.meiji.ac.jp/laws/entrance/syutuganshikaku.html>

入学者選抜における競争性の確保については，下記の表のとおりである。全国的な法科大学院志願者数の激減の中で，従来通りの競争倍率を維持することは極めて困難な状況になっている。そのような中，2014 年度入試では競争倍率 2 倍を維持した結果，入学者数が大幅に減少し，入学定員充足率が 2013 年度の 81%から 29%へと大幅に落ち込むことになった。

現在，入学定員は，法学未修者 80 名，法学既修者 90 名，合計 170 名としている。なお，「法科大学院全国統一適性試験」志願者数の大幅減など，志願者数の増加が見込めない中，2015（平成 27）年度入試より，入試日程をⅠ期入試（8 月 8 日実施，募集人員 120 名（既修者コース約 60 名，未修者コース約 60 名），Ⅱ期入試（9 月 28 日実施，募集人員 50 名（既修者コース約 30 名，未修者コース約 20 名）に分け，実施することにした。受験生の受験の機

会を増やすことを目的としている（評価の視点4－4）。

年度	志願者数	合格者数	入学者数	倍率
2004	3,188	447	191	7.13
2005	2,589	383	209	6.80
2006	1,905	506	196	3.76
2007	2,311	520	240	4.45
2008	2,419	464	178	5.21
2009	1,988	499	175	3.98
2010	1,207	514	296	2.35
2011	1,356	317	100	4.28
2012	988	392	131	2.52
2013	856	377	137	2.27
2014	633	235	50	2.00

根拠・参照資料：

4－5 「法科大学院基礎データ」（表13）

実施体制については、毎年4月から5月にかけて、入試等関係常置委員会および教授会を通じて入学者選抜試験への実施体制についての審議を重ね、入試問題作成委員の選定、相互のチェック体制の確認、入試準備作業の策定、入試実施当日の運営体制、試験監督体制、監督者・予備員の配置、およびこれに関する事務体制など多岐にわたる項目について決定・周知を図ることにしており、恒常的・安定的に運営されている（評価の視点4－5）。

根拠・参照資料：

4－6 【資料No.5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」

4－7 【資料No.5-37頁】「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」

4－8 【資料No.5-115頁】「入学試験業務に従事する教員の範囲について」

複数の入学者選抜の実施については、本法科大学院においては、法学未修者選抜と法学既修者選抜を併設しており、書類選考、筆記試験を行っている。

書類選考においては、法科大学院全国統一適性試験の成績のほか、学部時代の学業成績、社会的活動の実績、本法科大学院の重点領域に関連する資格、法曹としての資質・意欲・将来性など、多面的な視点から総合的に評価し、前途有為な人材を選抜している。

未修者コースでは将来性と多様性に重点を置き、既修者コースでは法学の基礎を身につけているかに重点を置いている。それゆえ、既修者コースでは、法学検定試験委員会主催の「法学既修者試験」（「憲法」「民法」「刑法」「民事訴訟法」「刑事訴訟法」「商法」

の6科目)、2015(平成27)年度からは「憲法」「民法」「刑法」の3科目)の成績の提出を必須としている。また法学検定試験の成績も考慮して、法律基本科目に関する法的知識の修得度を測定している。法学未修者選抜の筆記試験では、法律知識を前提としない小論文を課している。ここでは、法解釈や判例の知識は問わないが、社会生活を営んでいくうえで求められる法的なセンスや人権感覚、論理的思考力などは積極的に問うという方針である(評価の視点4-6)。

根拠・参照資料:

4-9 【資料No.1・再掲】「2015年度明治大学法科大学院入学試験要項」

公平な入学者選抜については、本法科大学院の理念である公平性・開放性・多様性の確保に十分留意している。特に、本学出身者の優先枠を設けるなどの優遇措置は一切講じておらず、すべての受験生を同一の選考基準により、公平に扱っている。また、自校推薦や団体推薦等による優先枠なども設けてはいない。公平な入学者選抜を実施してきた結果、創設以来の入学者における本学出身者の割合は下表のとおりであり、自校出身者の割合が著しく多いという事態は生じていない(評価の視点4-7)。

入学年度	入学者数	明治大学卒	割合
2004	191	30	15.70%
2005	209	52	24.88%
2006	196	34	17.35%
2007	240	47	19.58%
2008	178	46	25.84%
2009	175	42	24.00%
2010	296	59	19.93%
2011	100	21	21.00%
2012	131	20	15.27%
2013	137	36	26.28%
2014	50	15	30.00%

適性試験については、法学未修者選抜・法学既修者選抜ともに、適性試験管理委員会の実施する「法科大学院全国統一適性試験」の受験を出願条件として、これを公表し、法科大学院全国統一適性試験の成績を成績判定に含めて総合的に判断している。そして、法科大学院全国統一適性試験の総受験者の下位から概ね15%を目安として最低基準点を設けて、この最低基準点以下は出願条件を満たさない者とするとし、具体的な最低基準点をホームページ上で公表している。したがって、著しく適性を欠いた学生の受け入れは行っていない(評価の視点4-8)。

根拠・参照資料:

4-10 【資料 No.1・再掲】「2015 年度明治大学法科大学院入学試験要項」

4-11 明治大学法科大学院ホームページ『出願条件』

<http://www.meiji.ac.jp/laws/entrance/syutuganshikaku.html>

法学既修者の認定等については、本法科大学院においては、法学既修者選抜を法学未修者選抜と区別して、実施しており、法学既修者選抜における所定の入試判定を経た合格者を法学既修者として認定することとしている。

また、本法科大学院では、法学既修者を「法学既修者とは、法科大学院における第1年次の授業科目の履修を免除するために十分な実定法に関する基礎的な知識と能力を有し、2年間の修業年限で修了するコースに入学する学生」（『2015 年度明治大学法科大学院入学試験要項』）としている。法学既修者選抜においては、書類選考に際し、法学検定試験委員会主催の「法学既修者試験」（「憲法」「民法」「刑法」「民事訴訟法」「刑事訴訟法」「商法」の6科目、なお、2015（平成27）年度入試より「憲法」「民法」「刑法」の3科目）の成績提出を必須としている。さらに筆記試験では、「憲法」「民法」「刑法」「商法」の4科目（2015（平成27）年度入試より「憲法」「民法」「刑法」の3科目）を課しており、各科目の法的知識および理解を問うとともに、論述式を基本とすることにより法的な文書作成能力を評価することとしている。

法学既修者として認定された者は、1年次に配置されている法律基本科目群の必修科目である「憲法（統治）」「憲法（人権）」「民法（総則・契約）」「民法（財産権）」「民法（損害賠償法）」「民法（債権総論）」「家族法」「商法Ⅰ」「商法Ⅱ」「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」の合計28単位（ただし、2015（平成27）年度入学者は、「商法Ⅰ（2単位）」「商法Ⅱ（4単位）」が必修）が免除される。また、各科目の成績判定においては、法科大学院全国統一適性試験と同様に、最低基準点を導入し、そのラインは各科目の受験者の下位から概ね15%を目安としている。そのため、1科目でも最低基準点に満たない受験生は、他の科目の成績がよい場合であっても合格できない取扱いとなっており、法律基本科目を免除するのに不適当な受験生が合格することがないようにしている（評価の視点4-9）。

根拠・参照資料：

4-12 【資料 No.1・再掲】「2015 年度明治大学法科大学院入学試験要項」

入学者選抜方法の検証については、本法科大学院においては、入試等関係常置委員会が設置されており、入試選抜の方法およびそのあり方について検討を重ね、改善を続けてきている。その上で、検討結果を教授会に報告し、各方面からの意見を集約した上で改善するように努めている（評価の視点4-10）。

根拠・参照資料：

4-13 【資料 No.5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」

4-14 【資料 No.5-37 頁】「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」

入学者の多様性については、本法科大学院は、とくに 21 世紀の日本を担うにふさわしい専門法曹として、「企業法務」、「知的財産」、「ジェンダー」、「環境」及び「医事生命倫理」の 5 分野を中心として、法曹養成教育を展開していることを広く明らかにし、それぞれの分野における実務等経験者への入学動機を喚起するように努めている。

「非法学部卒業者」（大学において主として実定法以外を学んだ学生）又は「社会人」（出願資格を有した時点から 3 年以上経過した者）の占める割合については、2014（平成 26）年度入試では、入学者 50 名中、非法学部卒業者が 5 名、社会人が 4 名、である。双方を合計した実数（重複者 1 名を考慮）は 8 名（16.0％）である。なお、「社会人」の定義に関しては、2013（平成 25）年度に実施した認証評価において、「あまりにも広範であることから再検討が望まれる」と指摘されており、2016（平成 28）年度入試に向けて見直しを検討する予定である。

本法科大学院が上記の 5 分野における法曹養成教育を展開していることから法学以外の課程履修者を受け入れるように努めているが、司法試験の合格率の状況等もあり、必ずしも当初の想定通りにはなっていない（評価の視点 4－11）（評価の視点 4－12）。

なお、入学者選抜の実施状況については、毎年ホームページで公表している。

根拠・参照資料：

4－15 【資料 No.1・再掲】「明治大学法科大学院ガイドブック 2015 年度版」

4－16 明治大学法科大学院ホームページ『入学試験結果データ』

<http://www.meiji.ac.jp/laws/entrance/nyushi.html>

4－17 「法科大学院基礎データ」（表 14）

入学試験における身体障がい者等への配慮については、事前に身体障がい者等にどのような対応が可能か検討し、準備した上で臨んでいる。たとえば、車いす受験の場合は、可動式の机を出入りがしやすい入り口付近に配置し、影響の少ないように配慮し、あるいはパソコン入力のある場合には、別室を用意するなど入試当日の受験体制に万全を期している。なお、車いす受験は、2010（平成 22）年度入試で 1 名、2013（平成 25）年度入試で 1 名の実績がある（評価の視点 4－13）。

根拠・参照資料：

4－18 【資料 No.4・再掲】「2015 年度明治大学法科大学院入学試験要項」巻頭

定員管理については、2010（平成 22）年度入試において予想を遙かに超える手続率となったことから、大幅な定員超過となった（法学未修者 160 名、法学既修者 136 名、合計 296 名）。

このため、文部科学省とも協議の上、2011（平成 23）年度入試において、入学定員は減少させずに、募集定員を減少させること（法学未修者約 60 名、法学既修者約 60 名、合計

120名)とし、合格者数決定に際しても、手続率を考慮しつつ慎重な判定を行う方針で臨んだことから、2011(平成23)年度の入学者数は、法学未修者48名、法学既修者52名、合計100名となった。2012(平成24)年度入試では、募集定員を学則に定める入学定員170名としたが、最終的に入学者は131名となった。合格発表ならびに入学金・授業料納付の後に生じた、合格者の辞退数の状況変化に対応しつつ、慎重な判定を踏まえた追加合格の決定を行った(評価の視点4-14)。2013(平成25)年度入試では、募集定員を学則に定める入学定員170名としたが、最終的に入学者は法学未修者79名、法学既修者58名、合計137名となった。2014(平成26)年度入試では、募集定員を学則に定める入学定員170名としたが、最終的に入学者は法学未修者24名、法学既修者26名、合計50名となった。

このような対応をした結果、2014(平成26)年度の在籍学生数は247名であり、実質的な収容定員(未修3年分の入学定員と既修2年分の入学定員とを合計)420名に対する充足率は0.59となっている(評価の視点4-15)。

根拠・参照資料：

4-19 「法科大学院基礎データ」(表13)

休学者・退学者の管理については、法科大学院教務等関係常置委員会における検討・承認事項として学籍移動を取扱い、さらに法科大学院教授会における審議事項として取扱うことによって、常時その正確な状況を把握している。

休学に際しては、所定の手続の中で理由を明確にしなければならないので、当該学生から事情を聴取したうえで個別的に指導する場合がある。

本法科大学院は2010(平成22)年度入学者から進級要件を満たさないことにより同一年次に引き続き2年間在学する学生が、なお進級できない場合は、その年度末において退学させる、成績不良による退学制度を設けている(「学則」第36条2項)。また、正当な理由なく1年次において必修科目の修得単位数が3分の1に充たなかった場合(10単位未満)、もしくは正当な理由なく2年次において当該学年に配当されている必修科目の修得単位数が3分の1に充たなかった場合(10単位未満)には、当該学生に退学勧告を行うことになっている。この勧告に際しては、当該学生につき十分に時間を取り指導を行うこととしている。とくに実際に退学となった学生に対しても、希望があれば十分に時間を取り当該学生に面談を実施し、きめ細かく相談に乗っている。なお、2009(平成21)年度以前入学者には退学制度は適用されず、単に成績不良による退学勧告のみが実施されているが、この場合の勧告に際しても同様の指導が行われている。なお、2013(平成25)年度については、在籍学生数346名に対して、休学者数26名(うち休学後に退学した者8名)、退学者数23名および除籍者数3名の実数合計44名となっており、その割合は、在籍学生数比で12.7%である(評価の視点4-16)。

根拠・参照資料：

4-20 【資料No.2・再掲】「2014年度法科大学院要項」53頁

4-21 「法科大学院基礎データ」(表 16)

特色ある取組については、本学が専門法曹として、「企業法務」「知的財産」「ジェンダー」「環境」及び「医事生命倫理」の5分野を重視していることを広くアピールすることに努めている(評価の視点4-17)。

根拠・参照資料:

4-22 【資料 No.1・再掲】「明治大学法科大学院ガイドブック 2015 年度版」

4-23 明治大学法科大学院ホームページ『法科大学院入学者の受入方針(アドミッション・ポリシー)』http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/law_ap.html

[点検・評価(長所と問題点)]

学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続の設定並びに客観的かつ公正な選抜の実施については、公平性、開放性、多様性を主眼とし、筆記試験に偏ることなく、多方面から判定するようにしている。特に、書類選考においては、法科大学院全国統一適性試験、既修者には法学既修者試験を活用して客観的な基準を用いるとともに、志願理由や経歴、社会的活動なども含めて、総合的に、かつ丁寧に入試を行っているとは評価できる。

なお、2011(平成23)年度以降未修者コースでのみ実施されていた面接は2014(平成24)年度入試から廃止することになった。それに応じて書類選考に法曹としての資質審査を加え、志願者調書の記述量を増やすことで対応することとした。

また、最低基準点制度を導入することにより、各科目の一定水準以下の受験生を入学させないこととした(評価の視点4-1)。

公平な入学者選抜については、本法科大学院では、公平性及び開放性という視点から、特に自校出身者を優遇することなく、志願者を公平に扱っている。2014(平成26)年度入試においても明治出身者は30.00%であり、その他の出身大学も極めて多様な構成となっており、基本的な傾向は変わっていない(評価の視点4-7)。

入学者の多様性については、法科大学院設立から10年を経過した現在、司法試験の合格者数が当初予想より低く抑えられ、未修者の合格率が伸び悩む中で、弁護士事務所のほか、企業や官庁などへの受け入れ体制が必ずしも十分でないなど当初予想とは明らかに異なる展開が見られる。このような状況もあり、法科大学院全体の受験者も年々減少している。さらに、未修者に占める法学部出身者の割合は2013(平成25)年度入学者では約82.5%に上っている。このような環境変化に対応して、2010(平成22)年度入試から定員を170名(既修者90名、未修者80名)としたが、他方で大幅な入学者増となったため、適正な人数確保と質の維持のため、2011(平成23)年度入試では募集定員を120名としつつ、慎重な合格判定及び最低基準点制度導入による質の確保を図った。2012(平成24)年度入試で

は、募集定員を元通り 170 名にしたが、なお慎重な合格判定を行った。2013(平成 25)年度入試でも定員を 170 名とし、慎重な合格判定を行った。2014(平成 26)年度入試では定員を 170 名とし、引き続き慎重な合格判定を行ったが、法科大学院志願者の全国的な減少の影響を受け、入学者数が大幅に減少した。かような状況急変のなかで、入学者の多様性の確保は困難の度合いを増してきている(評価の視点 4-11)(評価の視点 4-12)。

[将来への取組・まとめ]

学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続の設定並びに客観的かつ公正な選抜の実施については、公平性、開放性、多様性を主眼とし、多方面から判定する現在の方針を堅持しつつ、勉学意欲の高い学生の入学者を増やすための方策についても検討を行う。

入学試験において導入された最低基準点制度については、入学後の成績状況なども検証しつつ、下位 15%程度が適切か否かの検討を行う。特に、既修者コース筆記試験においては、各科目の出題内容・レベルに応じて差異があるため、十分な検討を行う(評価の視点 4-1)。

公平な入学者選抜については、本法科大学院では、公平性及び開放性という視点から、特に自校出身者を優遇することなく、志願者を公平に扱っており、その方針を堅持しつつ、勉学意欲の高い学生の入学者を増やすための方策についても検討を行う(評価の視点 4-7)。

入学者の多様性については、本法科大学院の「企業法務」「知的財産」「ジェンダー」「環境」及び「医事生命倫理」の 5 分野の専門法曹養成を積極的に広報し、勉学意欲にあふれ、多様なバックグラウンドを有する志願者を確保する(評価の視点 4-11)。

5 学生生活への支援

[現状の説明]

学生の心身の健康の保持については、本大学院においては、大学全体の施設として、診療所（医師が常駐し、診療・健康診断・健康相談が受けられる）及び学生相談室（教員・臨床心理士・精神科医・弁護士が交代で相談を担当）が存在する。学生は毎年1回定期健康診断を受信している。学内の診療所の利用者数について、法科大学院生に限った統計は取っていないが、駿河台キャンパス全体で年間2,000～2,500名の学生が診察を受けている。学生相談員には各学部教員からの選出のほか、法科大学院または専門職大学院の教員から1名選出することと規定されており、法科大学院の教員が選出されている。2012（平成24）年度以降は法科大学院から三林宏教授が選出され、2012（平成24）年度には全学の学生相談員長を務めた。学生相談室ではインテーカーが相談内容を聞き取りのうえ、適切な学生相談員との面談を設定し、問題解決に向けた相談を実施している。学生の来談者数は法科大学院及び専門職大学院を合わせて学生数の1.7%（2013（平成25）年度）である（評価の視点5-1）。

根拠・参照資料：

5-1 【資料No.10】「学生健康保険のしおり」

5-2 【資料No.11】「学生相談室あんない」

ハラスメントへの対応については、大学全体の規程として、「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」及び「キャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」が設けられており、この規程に基づき、キャンパス・ハラスメント相談室が設置されている。入学ガイダンスの際に、キャンパス・ハラスメント相談室作成の「ハラスメントのないキャンパスへ」というパンフレットを学生に配布し、学生に説明するとともに、関連ポスターを学内に掲示して、規程およびキャンパス・ハラスメント相談室の周知徹底を図っている。（評価の視点5-2）。

根拠・参照資料：

5-3 【資料No.5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」

5-4 【資料No.5-261頁】「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」

5-5 【資料No.12】「ハラスメントのないキャンパスへ」

学生への経済的支援については、日本学生支援機構の奨学金（第1種、第2種）以外に、本学独自の奨学金制度として、明治大学法科大学院給費奨学金（授業料相当額給付）及び明治大学校友会奨学金が従来から用意されていた。2011（平成23）年度に明治大学法科大学院給費奨学金制度を改正し、既修者コース新入生を対象とした給費奨学金A（授業料相当額給付）、既修者コース・未修者コース新入生を対象とした給費奨学金B（50万円給付）、給費奨学金（在学生）（50万円を上限に給付）の3種類とし、支給総額を拡充した。

上記以外の民間団体による奨学金奨学生の募集についても、すみやかに掲示し、教員が推薦状を書くなどして学生の奨学金制度利用、獲得の機会拡大に努めている。

これら各種奨学金奨学生の選考・運用及び学生支援機構奨学金（第1種）返還免除候補者の選考については、各奨学金規程における給付基準に加え、本法科大学院内での選考内規を整備し、それに基づき受給者を教授会で決定するなど、奨学金制度の厳正かつ公正な運用を行っており、明治大学給費奨学金の受給者に対しては、前期に集団面接、後期に個別面接を実施している。

また、学生の勉学を奨励するため、学則第49条に基づき、2008（平成20）年度から、学生表彰制度を新設し、「明治大学法科大学院における成績優秀者の表彰に関する内規」を制定した。2012（平成24）年度については、①法科大学院振興基金を原資とした表彰制度（入学から2年次前期までに履修した全科目の成績（GPA）が優秀な学生を、法科大学院長が顕彰し、併せて副賞として金一封（5万円）および六法を贈呈、対象者は既修者コース・未修者コースから合わせて約20名）、②寄付講座の寄付金を原資とした表彰制度（入学から3年次前期までに履修した全科目の成績（GPA）が優秀な学生を、法科大学院長が顕彰し、併せて副賞として金一封（10万円）を贈呈、対象者は既修者コース・未修者コースから合わせて約20名）が存在する（評価の視点5-3）。

根拠・参照資料：

- 5-6 【資料No.1・再掲】「明治大学法科大学院ガイドブック 2015年度版」46頁
- 5-7 【資料No.5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 5-8 【資料No.5-183頁】「明治大学法科大学院における成績優秀者の表彰に関する内規」
- 5-9 【資料No.5-185頁】「明治大学法科大学院振興基金成績優秀者の表彰に関する内規」
- 5-10 【資料No.13】「2014年度版奨学金情報誌 assist 法科大学院用」

身体障がい者等への配慮については、本学の学内施設は、原則としてバリアフリーとなっている。また、入学試験受験前から個別に状況を把握し、入学後の学習に支障がないように配慮している（評価の視点5-4）。

根拠・参照資料：

- 5-11 【資料No.4・再掲】「2015年度明治大学法科大学院入学試験要項」巻頭

進路についての相談体制については、2013（平成25）年度は、以下のキャリア・ガイダンスを行った。

実施日	ガイダンス名
2013（平成25）年4月11日	弁護士
2013（平成25）年6月8日	企業法務
2013（平成25）年6月18日	被災地弁護士
2013（平成25）年6月28日	裁判官ガイダンス

2013（平成 25）年 11 月 18 日	検察官
2013（平成 25）年 12 月 11 日	企業法務（組織内弁護士）

各ガイダンスとも最前線で活躍しているベテランの方を講師に招き、豊富な経験に基づき、仕事の魅力、理想と現実のギャップ、実務を通じて感じていることなどを率直に話していただいている。このガイダンスを通じて、進路についての視野が広がり、より具体的なキャリアビジョンを描けるようになるだけでなく、現在の法科大学院での学修の意義を再確認する機会にもなっている。

以上のようなキャリアビジョン養成型のガイダンスも効果的であるが、それとは別に、より具体的な就職の心構えや基本ノウハウを伝えることも必要であるとの認識のもと、2012（平成 24）年度からキャリア支援プログラムを実施している。このプログラムは就職活動の書類作成の方法等にまで踏み込む実践的な内容としており、就職活動が喫緊の課題となっている修了生を対象とし、41 名の参加があった。このプログラムの参加者からの声を参考に、2013（平成 25）年度は、修了生向けのプログラムのほか、在学生向けのプログラムを就職キャリア支援事務室の全面協力のもと実施した。さらに、就職活動中の修了生向けには学内での企業説明会の実施、大学に寄せられた求人情報の提供のほか、明治大学法曹会主催の就職相談会も開催された。

その他、人事院「政策立案ワークショップ」などを学生に広報し、キャリアについて多角的に考える機会を提供している。（評価の視点 5－5）

根拠・参照資料：

5－12 【別紙資料 No. 25】 2014 年度法科大学院修了者対象 就職ガイダンス日程表

特色ある取組については、まず、教育補助講師の制度がある。弁護士や非常勤講師等の資格を持つ者を教育補助講師として採用し、学生にとって身近に相談できる環境を整えている。2014（平成 26）年度から、未修者の学習支援を充実させるという観点からクラス担任性を導入し、専任教員による主担任と教育補助講師による副担任によってより充実した学習支援を行っている。

また、「学生の意見を聞く会」を開催し、年に 2 回、学生の意見を聞く機会を設け、施設面も含めたさまざまな意見を聞き、教育内容の改善に加え、施設の改善への要望の提出に役立てている。学生の意見及びそれへの対応については、公開している。

さらに、本法科大学院には、常置委員会の一つとして学生生活関係常置委員会が設置されており、学生生活・奨学金・修了者フォローアップ・明治大学法曹会との連携と、多様な視点から広く学生生活の支援を取り扱っている（評価の視点 5－6）。

根拠・参照資料：

5－13 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」

5－14 【資料 No. 5-37 頁】「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」

5－15 【別紙資料 No. 12・再掲】「法科大学院教育補助講師のご案内」

[点検・評価（長所と問題点）]

学生の心身の健康の保持については、大学の施設として診療所及び学生相談室が整備されているため、専門家による十分な相談・支援体制の恩恵が受けられる（評価の視点5－1）。

ハラスメントへの対応については、各種ハラスメントに関する規程および相談体制は十分に整備・運用されており、講演会など啓発の機会も設けている（評価の視点5－2）。

学生への経済的支援については、奨学金制度の拡充に努めており、2011（平成23）年度には新たに明治大学法科大学院給費奨学金（在学生）を創設し、入学時の成績で給付が決定される奨学金とは別に、在学時の勉学への取組を評価して奨学金を給付することとした。このため、希望者のほぼ全員が何らかの奨学金を受け、給付を受けている学生の率は高い。他方、奨学金の返済は、法科大学院修了後、司法試験の受験、合格後の1年間の司法修習と収入がない状態が継続する修了生にとっては重たい負担となっている（評価の視点5－3）。

身体障がい者等への配慮については、法科大学院における授業科目の特性を考慮すると、障がいの性質・内容によっては、施設がバリアフリーであるというだけでは十分な対応とはいえない（評価の視点5－4）。

進路についての相談体制については、現役の第一線で活躍している実務家によるキャリア・ガイダンスを実施し、学生からも非常に好評で、キャリアについて具体的に考える機会となり、法曹となるモチベーションが高まったという感想が寄せられている。修了生の就職活動の相談・支援体制について検討する委員会としては、キャリア支援検討プロジェクトチームが設置されたものの、現在では、その活動は学生生活関係常置委員会に委ねられている。同委員会は、就職キャリア支援室や法制研究所との連携を通じ、また、明大法曹会やジュリナビの協力によって、様々な修了生支援に取り組んでいる。しかし、司法試験合格のための修了生支援は端緒についたばかりであり、そもそも不合格者の補足も十分できていない。（評価の視点5－5）。

特色ある取組については、多様な視点から学生の声・ニーズを吸い上げようとしている。また、教育補助講師の利用率は高く、学生と教員のかけ橋として重要な役割を果たしているが教育補助講師に対する需要の高さから、より一層手厚い体制としたい（評価の視点5－6）。

[将来への取組・まとめ]

学生の心身の健康の保持については、法科大学院固有の問題を迅速に察知し、解決できるような体制を工夫していく（評価の視点 5－1）。

ハラスメントへの対応については、入学後の一層の周知・徹底の方法を検討していく（評価の視点 5－2）。

学生への経済的支援については、修了後の返還負担軽減を視野に入れた、奨学金の更なる質的・量的拡充の検討を行う（評価の視点 5－3）。

身体障がい者等への配慮については、施設面はもとより、施設面以外の学習支援体制などについても検討を行う（評価の視点 5－4）。

進路についての相談体制については、キャリア・ガイダンスの更なる拡充をはかると同時に、学生生活関係上智委員会を中心として、修了生に対する相談体制の整備に早急に取り組んでいく。また、2012（平成 24）年度から開始した就職活動の書類作成の方法等にまで踏み込む実践的な内容のキャリア支援プログラムを充実させる。具体的には、就職キャリア支援事務室と連携した講座運営を実施し、修了生が講座終了後も就職キャリア支援事務室に相談しやすいようにする。さらに、司法試験合格のための修了生支援体制を早急に整備する（評価の視点 5－5）。

特色ある取組については、教育補助講師の一層の拡充及び教員と教育補助講師との綿密な連携を促進する（評価の視点 5－6）。

6 施設・設備，図書館

[現状の説明]

教育形態に即した施設・設備については，本法科大学院においては，高度の専門知識を備えた実務法曹の養成という法科大学院の教育目的に資するため十分に整備されている。

まず，教室であるが，本法科大学院のほぼすべての授業を行っている駿河台キャンパス内「アカデミーコモン」の8～10階に講義室8室（約60名収容教室5室，約100名以上収容教室3室），演習室15室（約30名収容），合計23室（総計1,291.52㎡）が整備され，各曜日時限の開講コマ数及び履修者数に対して，教室数及び教室規模も適切に割り振られている。アカデミーコモン10階には，講師控室が整備されており，専従の職員2名が配置されるとともに，コピー機，印刷機，六法をはじめ各種辞書類等を設置しており，講義準備や教員間の打ち合わせに活用されている。

教室の教卓パソコンには，プレゼンテーションソフトがインストールされていて，講義・演習等で利用されている（プレゼンテーション設備のパーソナルコンピュータは概ね3年程度でリプレイスを行い，整備している。プレゼンテーション設備として，パソコンのほか，DVDプレイヤー，CDプレイヤー，ビデオテープ，書画カメラ等が配置されている）。

なお，本法科大学院における授業の多くは演習室を利用しているが，ディスカッションに適した口の字型のテーブル配置となっている他，教室に設置されている視聴覚機器を有効に活用し，視聴覚的に工夫された様式と内容をとることにより，教育効果の更なる向上を図っている。

また，模擬裁判，実践的なディベート等に利用するための施設として，猿樂町第2校舎4階に模擬法廷（法廷教室）が設けられており，司法研修所の合議法廷をモデルにして設計された（約314㎡）。模擬法廷内には，裁判官・裁判員席，原告・被告席（代理人席）（刑事の場合，検察官席・弁護士席，被告人席），証言台，書記官席，速記官席，廷吏席，傍聴席（聴講席：82席）等が設けられ，法廷に隣接して，合議のための合議室，調停室，証人のための控え室等も設けられている。なお，模擬法廷には，LAN設備が完備されているほか，TVカメラ3台，液晶プロジェクター等最先端の機器が備えられているが，法科大学院開設当初から使用している機器であるため，老朽化が著しく機器の更新を早急に実現したい。なお，「オーブンプリンター」と呼ばれるインターネットを介して印刷指示を送ることができる機器が各校舎に設置され，教員，学生とも個人所有のパソコンから文書の出力をすることが可能となっている。

次に，図書スペースであるが，研究棟地下1階に，法律学に特化した専門図書館である「ローライブラリー」が設けられている。

なお，ローライブラリーのスペースに限りがあることに鑑み，本法科大学院では，学習用・研究用情報についての支援・サービスの提供に重点を置いており，院生共同研究室的各自習席にはPCコンセントが取り付けられており，自習席で情報検索を行うことが可能である（評価の視点6－1）。

根拠・参照資料：

- 6－1 【資料 No. 1・再掲】「明治大学法科大学院ガイドブック 2015 年度版」22～23 頁
- 6－2 【資料 No. 15】「明治大学図書館利用案内 2014」

自習スペースについては、本法科大学院の学生が自主的に学習できる大学院生共同研究室として、駿河台キャンパス 14 号館 2・3 階に個別ブース形式で収容定員を超える 580 席を確保するとともに、個人ロッカーを設置している。大学院共同研究室は、年末年始及び大学が指定する特定の休日を除き、7 時から 23 時まで使用可能となっており、授業時間帯はもとより、授業時間帯以外の時間における学習が十分に可能となっている。大学院共同研究室には、ネットワーク環境のための PC コンセントが取り付けられており、「TKC 法科大学院教育支援システム」・「LIC 主要法律雑誌」などウェブページ上から法令、判例検索、データベース、逐次刊行物などの利用環境も整えられている。

また、14 号館の 2 階にディスカッションルーム 7 室（2013（平成 25）年度に 4 室増設）と教育補助講師室、4 階にディスカッションルーム 1 室と他研究科と共用の 14 号館院生共用ラウンジが設置されている。なお、修了生から 3 月下旬から 5 月の司法試験受験までの間、学習スペースの提供を求められていたことへの対応として、2008（平成 20）年度修了生より本学の法制研究所に入所することにより、一人 1 ブースの学習スペースが提供されている。（評価の視点 6－2）。

根拠・参照資料：

- 6－3 【資料 No. 1・再掲】「明治大学法科大学院ガイドブック 2015 年度版」22～23 頁
- 6－4 【資料 No. 2・再掲】「2014 年度法科大学院要項」6～7，51～54 頁
- 6－5 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 6－6 【資料 No. 5-189 頁】「14 号館大学院学生共同研究室利用内規」
- 6－7 【資料 No. 5-191 頁】「14 号館大学院学生共同研究室ロッカー貸出内規」

研究室の整備については、専任教員（特任教員を含む。）のための個人研究室（特任教員の一部は 2 名 1 室）が完備されており、パソコンネットワーク、電話、冷暖房設備、壁面書架等、十分な教育・研究環境が用意されている。個人研究室は平日・週末を問わず入退出が可能であり、専属の警備員が常駐し、防犯カメラを設置するなど安心して研究する環境が整備されている。個人研究室が狭隘であることについては、2013（平成 25）年度に受審した認証評価においても問題点として指摘されているが、全学的な校地利用と関わることであり、短期的な解決は困難である（評価の視点 6－3）。

根拠・参照資料：

- 6－8 「法科大学院基礎データ」（表 21）

情報関連設備及び人的体制については、教育支援システム「Oh-o!Meiji システム」があ

り、学生は、ウェブページ上で科目のシラバス閲覧やレポート提出を行うことができ、教員は、課題レポートの評価を行うなど、双方向のコミュニケーションが可能になっている。また、学生への教員からの連絡や事務からのお知らせ配信等も可能であり、携帯電話への転送サービスにも対応しているため、校舎内の掲示板を見ずとも情報を収集することができる。また、キャンパス内の12号館内にもパソコン及びプリンターを常設した実習室が設けられており、サポートスタッフも待機しているため、学生からのパソコンに関する質問にも迅速に対応できる体制が整えられている（評価の視点6-4）。

根拠・参照資料：

6-9 【資料No.2・再掲】「2014年度法科大学院要項」56～61頁

6-10 【資料No.14】「2014年度明治大学の情報サービス」

身体障がい者等への配慮については、大学全体のバリアフリー化の方針に基づいて施設・設備が整備されており、具体的な要望があった場合には、可能な限り改善を行っている。本法科大学院が主に授業を行うアカデミーコモンは、2004（平成16）年に竣工した本学最新の教育・研究用施設のひとつであり、バリアフリーにも完全に対応している（評価の視点6-5）。

施設・設備の維持・充実については、講義室及び演習室に配備されているプレゼンテーション設備のパーソナルコンピュータは、概ね3年ごとにリプレイスが行われ、整備されている。なお、プレゼンテーション設備として、パーソナルコンピュータのほか、DVDプレーヤー、CDプレーヤー、ビデオテープ、書画カメラ等が配置されており、視覚的及び聴覚的にもすぐれた教育提供が可能とされており、相応の教育効果を達成できる（評価の視点6-6）。

図書等の整備については、以下のとおりである。

① 全学的な図書館

本学図書館は、中央図書館、和泉図書館、生田図書館、中野図書館の4館から構成され、各館はそれぞれの位置づけに基づき、自立的に学習用資料の選書及び利用者サービスを行っている。研究用図書についてはそれぞれの分野の専門研究者である教員が選書を行っている。図書館運営は、各学部専任教員により構成される図書委員会が図書館長からの諮問を受け、諸々の事項を決定している。

さらに、図書委員会のもとに収書構成、利用者サービス等図書館活動に関わる各種課題を検討する部会及び分科会を設け、それぞれの問題に関する審議を行っている。

また、図書館では、資料購入予算約7億5千万円を「学術専門図書費」「学習用図書費」「逐次刊行物費」「特別資料費」及び「電子資料費」に大枠で分け、図書委員・図書館職員により構成される「収書部会」「特別資料選定分科会」「電子資料分科会」及び「学習用図

書選書分科会」等，委員会形式の恒常的な選書体制を整え，体系的な資料の収集に努めている。2014（平成 26）年 3 月 31 日現在の大学全体の蔵書数は 2,514,367 冊，講読雑誌タイトル数は 37,697 タイトルとなっている。なお，電子的資料については，国内外の 56 件の外部データベース，18,761 タイトルの電子ジャーナルを契約し，多種多様な情報提供を実現している。一方で，近年の情報・ネットワーク技術により，従来の紙媒体資料に加え，電子的形態の資料が急激に増加しつつある。したがってこれら資料の収集，コンピュータ，ネットワークといった情報提供環境の整備・充実を図っている。しかし，大きな課題として，近年の外国雑誌の年平均約 6～10%の値上りにより，資料購入予算に占める逐次刊行物費の比重の増加が激しく，研究用・学習用図書購入費を圧迫しているのが現状であり，図書館として，早急に対応が求められる課題のひとつである。

また，本学図書館は法律図書館としての機能をより充実・発展させることを目的にした連絡会議体である「法律図書館連絡会（略称：法図連）」に加盟しており，加盟間相互の連携が図られている。

② ローライブラリー

法科大学院の図書整備に関しては，法科大学院専門の独立したローライブラリーが設置されている。2013（平成 25）年度末に，「医療と法の倫理（E L M）専門総合資料館」設置のための改修工事にともない，ローライブラリーの面積は 221 m²，閲覧座席数 43 席となった。

改修工事期間中，ローライブラリーは休館となった。法科大学院の学生の便宜を図るため，中央図書館地下 3 階のカウンターをローライブラリーの仮カウンターとし，法学関係雑誌，受験参考書等の貸出対応など，最小限の運営を行った。

ローライブラリーの蔵書数は 2014（平成 26）年 3 月 31 日現在 14,790 冊である。図書，雑誌以外にも，データベースや情報提供環境も整っており，専門の司書も常駐し，法科大学院の学生が利用しやすい体制がとられている。ローライブラリーは研究棟地下 1 階にあるが，大学の中央図書館とも場所的に近接している。

一方で，ローライブラリーは，中央図書館と隣接しているものの，法科大学院の授業，演習が行われるアカデミーコモン及び 14 号館の法科大学院学生共同研究室から多少距離があり，学生からは，法科大学院に関する施設の一体化の要望も出ている。

ローライブラリーは，日曜・祝日も開室し，極力休館日を減らして開館，学生の利用状況も非常に良好である。一定の手続をした修了生のローライブラリーの利用を認めており，修了後でも，学習及び研究活動の継続が期待されている（評価の視点 6－7）。

施設・座席数・開館状況・貸出状況 （2014. 3. 31 現在）

	中央図書館	ローライブラリー
総延べ面積(m ²)	1 2, 4 8 5	2 2 1
収容可能冊数	9 9 0, 6 1 1	2 3, 3 0 5

総閲覧座席数	1, 2 7 8	4 3
年間開館総日数	3 3 8	3 0 1
館外貸出冊数	1 9 3, 7 2 7	3, 8 0 7
入館者数	7 9 0, 9 5 0	1 1, 0 4 8

根拠・参照資料：

- 6－11 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 6－12 【資料 No. 5-247 頁】図書館規程
- 6－13 【資料 No. 5-251 頁】図書館利用規程
- 6－14 【資料 No. 15・再掲】「明治大学図書館利用案内 2014」

開館時間については、中央図書館は冬季休業中の開館日拡大の実現により年間 338 日（2013（平成 25）年度）開館しており、これは私立大学図書館としては有数の日数である。開館時間は平日 8：30～22：00、土曜日 8：30～19：00、日曜日・祝日 10：00～17：00 である。

ローライブラリーの開館日は、301 日開館（2013（平成 25）年度）しており、中央図書館と開館日数は異なるが、法科大学院の学生は、ローライブラリー以外に中央図書館も利用できるメリットがあるため、一般学生より優遇されているといえる。開館時間は平日 9：30～21：00、土曜日 9：30～19：00、日曜日・祝日 10：00～17：00 である。

法科大学院の授業時間は 9：00～17：50 であり、学生が授業の前後に図書館及びローライブラリーを活用できるようになっている（評価の視点 6－8）。

根拠・参照資料：

- 6－15 【資料 No. 15・再掲】「明治大学図書館利用案内 2014」

国内外の法科大学院等との相互利用については、国立情報学研究所の学術情報システムに参加することによって他大学とのシステムの連携が大きく進展しており、「図書館ポータルシステム」を構築したため、利用者はインターネットを通じて資料の貸出予約、取寄せ依頼、自身の利用状況の把握などが可能になっている。

なお、他大学との協力については、本学、青山学院大学、國學院大學、学習院大学、東洋大学、法政大学、明治学院大学、立教大学の 8 大学で「山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム」を形成し、相互の学生及び教職員が各大学の図書館を利用できる体制が構築され、本学図書館はコンソーシアム 8 大学のうち他大学から最も利用される図書館となっている（評価の視点 6－9）。

根拠・参照資料：

- 6－16 【資料 No. 15・再掲】「明治大学図書館利用案内 2014」

特色ある取組については、本法科大学院は、現代社会において最も重要とされる「企業

関係法務」「知的財産関係法務」「環境関係法務」「医事・生命倫理関係法務」「ジェンダー関係法務」の5分野に係わる「専門」法曹を目指す学生に対する基礎的法学教育に重点を置いており、それらを研究面からバックアップする施設として14号館2階に環境法セクション、知的財産法セクション、ジェンダー法セクション、医事・生命倫理関係法務セクションの4室のリサーチ・センターを整備し、学外研究資金の確保をはかりつつ、研究活動を展開している（評価の視点6-10）。

根拠・参照資料：

6-17 【資料No.2・再掲】「2014年度法科大学院要項」6頁

6-18 【資料No.5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」

6-19 【資料No.5-237頁】「明治大学法科大学院専門法曹養成研究教育センター設置要綱」

〔点検・評価（長所と問題点）〕

教育形態に即した施設・設備については、授業を行う教室がアカデミーコモンに集中する等、授業を行ううえで効率的な配置がなされているが、教員の研究室のある研究棟や学生の自習スペースのある14号館からの移動に時間を要することも事実である（評価の視点6-1）。

自習スペースについては、14号館に、大学院生共同研究室が整備されており、学生からの評判は高いが、ディスカッションルームの不足、院生共用ラウンジの狭あいが学生から指摘されている（評価の視点6-2）。

研究室の整備については、従来は専任教員に加え、特任教員にも個人研究室（個室）が用意されていたが、大学全体の専任教員の任用の増加により、新規任用される特任教員については共同研究室とせざるを得ない状況にある。現在の個人研究室についても極めて狭あいであり、書籍等の置き場所が限られている（評価の視点6-3）。

図書等の整備については、図書館及び法科大学院専用のローライブラリーにおいて、充実した整備が行われている。

図書館利用者用座席数の不足については、図書館の面積に限りがあり、大幅な増加は現在のところ困難であるが、図書館外から図書館資料をある程度利用可能にする電子図書館システムの充実を図り、図書館利用者に対する改善の一助としている。

また、電子的形態の資料収集、コンピュータ、ネットワーク等の情報提供環境の整備・充実への課題として、近年の外国雑誌の年平均約6～10%の値上りが挙げられ、資料購入予算に占める逐次刊行物費の比重の増加にともなう図書購入費の圧迫という問題がある。2013（平成25）年度に、図書館では電子ジャーナル契約検討WGを立ち上げ、電子ジャーナルの契約の見直しを行い、大手1社の契約の変更を行った。

ローライブラリーは、中央図書館と隣接しているものの、法科大学院の授業、演習が行われるアカデミーコモン及び14号館の法科大学院学生共同研究室から多少距離があり、学生からは、設置場所を変更する要望も出ている（評価の視点6－7）。

〔将来への取組・まとめ〕

教育形態に即した施設・設備については、個々の施設・設備にはそれほど問題はないが、すべて施設・設備が一つの建物内に配置されていないため、移動に多少の時間を要している。大学全体の施設関係に係わることであり、早期の実現は困難であるが、法科大学院独立棟の建設を年度計画書の中で長期的課題として要望している。

（評価の視点6－1）。

図書等の整備については、資料購入予算に占める逐次刊行物費の比重の増加に対して、電子資料の利用統計から契約見直しを判断する方法や契約方法の抜本的変更などを検討する。その他、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）を通じての出版社との価格交渉、JUSTICE 契約の推進などを行う。これらは今後も継続し、また価格高騰への更なる対処方法を探らなければならない。また、現状の開館時間及び開館日数を維持することとする（評価の視点6－7）。

7 事務組織

[現状の説明]

適切な事務組織の整備については、専門職大学院事務室に、事務長1名、法科大学院専任職員として4名（2014（平成26）年4月に1名増員され5名）及び非正規職員2名のほか、事務室に隣接する講師控室に2名、専任教員の研究室がある建物の中の14号館共同研究室に2名が配置されており、十分な事務組織を有している。専門職大学院としての本法科大学院が有する教育上の特殊性（高度専門職業人の育成）を鑑み、既存の学部や研究科運営とは大きく異なる点が少なからず存在しており、専門職大学院担当事務にも従来以上の高度性や専門性が求められているが、本法科大学院においては、こうした要請にも的確に対応できるよう、つねに努力、工夫を図っている。事務職員は学生の多種多様なニーズに対応するために、学生のみならず、教員とのコミュニケーションも密にしながら、円滑に事務運営を行っており、本法科大学院の開設時は学生から事務の対応へのクレームが散見されたが、学生の多種多様なニーズに対応可能な体制を整えた結果、現在ではクレームはほとんど聞かれなくなった。また、法科大学院をめぐる社会的環境の変化は急速であり、最新の情報収集を行い、執行部と共有し、適切な意思決定に資するようにしている（評価の視点7-1）。

根拠・参照資料：

7-1 【別紙資料 No. 26】「事務組織図」

事務組織と教学組織との関係については、法科大学院の管理運営を支援する専任職員が日常的に教員と連絡調整を行いながら業務を遂行しており、教授会をはじめ、執行委員会及び常置委員会等法科大学院内のすべての委員会に出席することで、有機的な連携を実現している（評価の視点7-2）。

事務組織の役割については、法科大学院専任職員は、本法科大学院の多様な活動の初期段階から教員と協働し、教授会をはじめ、執行委員会、常置委員会等法科大学院内のすべての委員会に出席し、企画・立案に止まらず、意思決定にも重要な働きを行っている。本学では年度計画（P）に沿った活動実績（D）を、点検し（C）、点検・評価結果としての“改善方策”を年度計画にフィードバック（A）するというPDCAサイクルにより、教育・研究活動の質の向上を図っている。このサイクルの中では、「教育研究に関する年度計画書」「教育研究に関する長期・中期計画書」「政策経費要求書」「自己点検・評価報告書」の作成など、中・長期的な教育・研究活動の充実を支えるための根幹となる文書の作成及び取りまとめがある。このような文書の作成及び取りまとめは執行部の教員と専任職員の役割とされており、法科大学院の充実の一翼を担っている（評価の視点7-3）。

事務組織の機能強化のための取組については、大学全体の方針に沿って、工夫・改善が

行われており、定期的実施される職員対象の各種啓発講座やスキル向上のための研修会等への事務職員が参加している。研修制度は、第一種研修（職場研修・階層別研修：大学主催）、第二種研修（学外団体が主催する研修及び国内の大学院修士課程等に在学する大学院研修等）が制度化されている（評価の視点 7－4）。

特色ある取組については、特記すべき事項はない（評価の視点 7－5）。

[点検・評価（長所と問題点）]

適切な事務組織の整備については、事務職員は学生の多種多様なニーズに対応するために、学生のみならず、教員とのコミュニケーションも密にしながら、円滑に事務運営を行っており、本法科大学院の開設時は学生から事務の対応へのクレームが散見されたが、学生の多種多様なニーズに対応可能な体制を整えた結果、現在ではクレームはほとんど聞かれなくなった。専任職員数は、2013（平成 25）年度に受審した認証評価においても、「法科大学院の規模や全体の事務量の増加に鑑みるならば各職員の業務負担は過大なものであるといわざるをえないことから、職員を増員することが是非とも望まれる。」との指摘を受け、2014（平成 26）年 4 月に 1 名増員され 5 名となった。（評価の視点 7－1）。

[将来への取組・まとめ]

適切な事務組織の整備については、専任職員が 1 名増員されたので、法科大学院を取り巻く厳しい状況のなかで円滑に事務運営を行うべく、業務負担の平準化を図る（評価の視点 7－1）。

8 管理運営

[現状の説明]

管理運営体制等については、本法科大学院においては、管理運営のために「明治大学法科大学院学則」（以下「学則」という）、「明治大学法科大学院教授会規程」（以下「教授会規程」という）及び「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」（以下「常置委員会内規」という）を有しており、これらの規則に従って、管理運営されている（評価の視点8－1）。

本法科大学院においては、最高意思決定機関として教授会が設置され（学則第10条第1項）、重要事項を決定している。教授会は、原則として毎月1回、法科大学院長の招集によって開催され、法科大学院長が議長を務めている。教授会の構成員は、①専任教授及び専任として任用される実務家教員である特任教授（学則第10条第3項）であるが、②専任准教授、専任講師及び専任とみなされて任用された特任准教授及び特任講師等も、教授会の議決に基づき、教授会員となっている（学則第10条第4項）。また、③本法科大学院の科目担当教員（実務家でない特任教員、客員教授、兼任教員・兼任教員）も、カリキュラム編成、学生の身分及び試験に関する事項については、教授会の議決に加わることができる（学則第10条第6項。この場合の教授会を「拡大教授会」という）。教授会の決議事項は、カリキュラム編成その他教育に関する事項、入退学・修了認定その他学生に関する事項、教員の任用その他人事に関する事項などの重要事項である（学則第11条）。本法科大学院は、その設置を決定した2001（平成13）年7月14日の明治大学連合教授会で、学部基礎を置く従来の大学院（研究者養成型大学院）とは独立の大学院として、学部並みに扱うことが承認されていたが、2008（平成20）年度から、3大学院制が全学的に確認され、法科大学院長は専門職大学院長とともに、教学の最高意思決定機関である学部長会の構成員となっており（「明治大学学部長会規程」第3条）、全学的な事項について、本法科大学院の意思決定が尊重される仕組みとなっている（評価の視点8－2）

根拠・参照資料：

- 8－1 【資料No.5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 8－2 【資料No.5-1 頁】「明治大学法科大学院学則」
- 8－3 【資料No.5-33 頁】「明治大学法科大学院教授会規程」
- 8－4 【資料No.5-37 頁】「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」
- 8－5 【資料No.5-59 頁】「明治大学学部長会規程」
- 8－6 【別紙資料No.27】「2014年度法科大学院運営組織」

法科大学院固有の専任教員組織の長の任免については、本法科大学院においては、法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長は法科大学院長であり、その選出にあたっては、「明治大学法科大学院長候補者選考内規」に基づき、教授会において、教授会員の3分の2以上が出席し、出席した教授会員の過半数の賛成により法科大学院長候補者が選出され、理事会の議を経て決定される。なお、法科大学院長の罷免の手続きについては定

めがない（評価の視点 8－3）。

根拠・参照資料：

8－7 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」

8－8 【資料 No. 5-55 頁】「明治大学法科大学院長候補者選考内規」

8－9 【資料 No. 5-57 頁】「明治大学法科大学院長候補者選挙管理委員会内規」

関係学部・研究科等との連携については、本法科大学院においては、本学法学部及び大学院法学研究科の執行部との間で年に数回、連絡協議会を開催している。この連絡協議会のほか、法分野ごとに関係教員が集まって相談・協議するという体制がある。法学部には法曹コースが設けられており、法科大学院進学を目指す学部生の教育を行っている。また大学院法学研究科は、研究者養成を担っており、法科大学院における研究・教育を補助するための制度である教育補助講師、RA及びTAの人材を提供している。法科大学院の教員は、法学部その他の学部及び大学院法学研究科の授業を担当するとともに、法学部教員が法科大学院の授業を担当することにより、相互の授業内容や教育の在り方について教員間の理解が深められている。司法試験に合格した法科大学院修了生については、博士後期課程の入学試験において、外国語科目を1科目免除するという措置が講じられている。法科大学院と法学部・大学院法学研究科との連携・役割分担はそれなりに順調であるが、なお一層の連携強化に向けて、制度の改善を検討している（評価の視点 8－4）。

根拠・参照資料：

8－10 【別紙資料 No. 22・再掲】「法学研究科 2014 年度大学院学生募集要項（法科大学院からの法学研究科博士後期課程入学試験）」

財政基盤の確保については、本学における学部・大学院等における教育・研究目的を実践するための具体的な財源確保は、それぞれの教育・研究に関わる中・長期計画を策定し、必要な財源を予算化することから始まる。「各年度学長の『教育・研究年度計画書』作成スケジュール」に従って、7月に設定される学長・副学長・教務理事・学務理事等による学長ヒアリングを通じて必要な財源について説明を行う。学長は、この計画に対し、教学内における調整およびプライオリティを判断し、「学校法人明治大学予算管理要領」第4条に基づき、9月に『学長の教育・研究に関する年度計画書』を作成して理事長に提出する。その後、理事会の予算編成方針に基づいて作成・提出された各学部の予定経費要求書（本学では、教育・研究活動の重点的活性化策と教育環境整備充実策を図るため、予定経費を「経常経費」「収入支出関連経費」「政策経費」に区分している。）を理事会が審議し、評議員会の議を経て予算案、すなわち配分予算が決定される。本法科大学院についても、財政上の意見を表明する機会が制度的に担保されており、学生生徒等納付金収入、手数料収入等の収入を教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるように予算を確保している。本法科大学院の教育活動等に充てられている経費は、法科大学院が

考える水準の経費に対してなお十分であるとは言いがたいが、教育・研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保は、一応の水準に達しているものとする（評価の視点 8—5）。

根拠・参照資料：

8—11 【別紙資料 No. 28】「資金収支内訳表」

特色ある取組としては、本法科大学院には、運営の円滑化を図るため、法科大学院長の下に、6つの常置委員会が設置され、教授会から委託された教授会の決議事項を先議し、教授会に報告し、その承認を得ることを任務としている（教授会規程第12条）。常置委員会とその権限（常置委員会内規第3条）及び2014（平成26）年度の委員長は、次のとおりである。

- ① 人事関係常置委員会：人事計画の策定、教員人事に関する事項（法科大学院長兼務）
- ② 教育等関係常置委員会：教育課程の編成・変更等に関する事項（田中康郎）
- ③ 入試等関係常置委員会：入学者選抜に関する事項（中村肇）
- ④ 教務等関係常置委員会：学生の休退学、進級・修了認定に関する事項（阿部力也）
- ⑤ 学生生活関係常置委員会：学生の育英・奨学及び賞罰、学生処分等に関する事項（工藤祐巖）
- ⑥ 教員研究研修関係常置委員会：教員の研究・研修等に関する事項（江島晶子）

そして、本法科大学院においては、法科大学院長及び各常置委員会委員長を執行委員とし、教授会に先立って執行委員会を開催し、各常置委員会から報告された事項を整理し、教授会への上程を決定している。さらに本法科大学院には、常設の委員会として、「認証評価委員会」「自己点検・評価委員会」「寄付講座運営委員会」「法科大学院振興基金運営委員会」が設置されているほか、随時臨時の委員会が設置される（「法科大学院設立10周年記念行事実行委員会」など）（評価の視点 8—6）。

本法科大学院では、法科大学院振興基金を設置し、明大法曹会・明大卒業生・教員からの寄付、寄付講座からの繰越金等を財源として、優秀な成績を収めた学生に対する表彰制度、学生による論文集発刊の助成、本法科大学院同窓会への支援などの事業を行っている（評価の視点 8—6）。

根拠・参照資料：

8—12 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」

8—13 【資料 No. 5-37 頁】「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」

8—14 【資料 No. 5-47 頁】「明治大学法科大学院認証評価委員会規程」

8—15 【資料 No. 5-49 頁】「明治大学法科大学院自己点検・評価委員会規程」

8—16 【資料 No. 5-241 頁】「明治大学法科大学院振興基金規程」

8—17 【別紙資料 No. 27・再掲】「2014 年度明治大学法科大学院運営組織」

[点検・評価（長所と問題点）]

管理運営体制等については、法科大学院の管理・運営に関する規程は整備されており、諸規程に基づいた管理運営が行われている（評価の視点8－1）。法科大学院の教授会自治が遵守されている。法科大学院の設置を短期間に進めるため、全学的な制度・組織に対して距離を置き、独自のルールに従った運営を行ってきたきらいがあるが、近年は全学的な制度・組織との協調をはかっている（評価の視点8－2）。

関係学部・研究科等との連携については、今後は、他の学部・大学院等との協力体制を一層推進する必要がある（評価の視点8－4）。

[将来への取組・まとめ]

関係学部・研究科等との連携については、法科大学院の置かれている環境は、本法科大学院だけに留まらず、全国的に見てきわめて厳しい状況にある。司法試験合格者にとっても、司法修習における貸与制や就職の困難など、将来に対する不安が大きい。そのため法曹志望者が激減しており、優秀な人材の確保が困難になっているので、法学部との協力の下に、学部生に対して法曹や法科大学院についての理解を広げる機会を多く設けていく。本法科大学院開設以来実施している公開講座の開催や2011（平成23）年度に実施した被災地ボランティア等を通して、社会に対して法科大学院の意義を積極的に訴えていく（評価の視点8－4）。

9 点検・評価等

[現状の説明]

自己点検・評価については、本学は、1991（平成3）年の大学設置基準の改正を受け、翌1992（平成4）年に「教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する」ことを明治大学学則に明示する等、いち早く取組をはじめ、毎年度、自己点検・評価を行っている。また、学長を委員長とする「自己点検・評価全学委員会」において、外部認証評価機関における指摘事項について、具体的な改善を実行するための「改善アクションプラン」制度を創設し、全学的な改革・改善を推進している。

本法科大学院においても、このような全学的な自己点検・評価に関する方針を踏襲し、開設以来、積極的な自己点検・評価を実施し、「明治大学法科大学院自己点検・評価委員会規程」に基づき、開設以来、毎年度、「自己点検・評価報告書」を作成している。本学では、毎年6月または7月に各学部・研究科ごとの「自己点検・評価報告書」を全学委員会に提出することとなっているため、本法科大学院においても、前年度の諸活動について点検・評価を行い、6月を目途に「自己点検・評価報告書」を取りまとめている。

本法科大学院においては、法科大学院長を委員長とし、常置委員会委員長をはじめとする委員で構成する「自己点検・評価委員会」を組織し、検討を行っている。評価項目としては、①教育目的を達成するための方策及び達成度、②カリキュラム、修了要件、必修・選択の別、③授業の方法と成績評価、④入学者選抜、⑤在学生及び修了生に対する支援（学習面・自習室の環境・就職支援等）等が主要なものである。評価項目の策定にあたっては、認証評価機関の定める基準を参照しており、2012（平成24）年度に作成した「自己点検・評価報告書」は、2013（平成25）年度の法科大学院認証評価申請を視野に入れ、大学基準協会の「法科大学院基準」を参照している。

これらの項目について、「自己点検・評価委員会」のみならず、FD研修会や科目担当者会議等において不断に意見交換をするとともに、年2回開催される「学生の意見を聞く会」で提起された問題についても検討を行っている。FD研修会は、兼任教員や翌年度就任予定の教員も含めて、多くの教員の出席を得て、熱心な議論が交わされている。

法科大学院は、5年以内ごとに文部科学大臣によって認証された大学評価機関による認証評価を受けなければならない（学校教育法第109条第3項、学校教育法施行令第40条）こととされている。このため、本法科大学院は、2008（平成20）年度に、独立行政法人大学評価・学位授与機構、2013（平成25）年度に、公益財団法人大学基準協会による認証評価を受け、いずれも適格認定を受けた。

本法科大学院では、毎年の自己点検・評価活動を基礎に、3年に1回法科大学院独自に「自己点検・評価報告書」を冊子として刊行し、刊行した冊子に基づき、外部有識者5名による「外部評価」を実施している。2013（平成25）年度は3年に1回の独自の「自己点検・評価報告書」発行年にあたったが、認証評価の受審と重なり評価業務の過重を回避するため、発行を先送りした。今後は5年に1回の認証評価との時期的な整合をとりつつ、

独自の「自己点検・評価報告書」の発行及び独自の「外部評価」を実施したい（評価の視点 9－1）。

本法科大学院においては、前述したように、「明治大学法科大学院自己点検・評価委員会規程」に基づき、毎年、「自己・点検評価報告書」を作成し、「自己点検・評価全学委員会」に提出するとともに、ホームページにおいて公表している（評価の視点 9－2）。

根拠・参照資料：

- 9－1 【資料 No. 5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 9－2 【資料 No. 5-1 頁】「明治大学法科大学院学則」第 3 条
- 9－3 【資料 No. 5-41 頁】「明治大学自己点検・評価規程」
- 9－4 【資料 No. 5-47 頁】「明治大学法科大学院認証評価委員会規程」
- 9－5 【資料 No. 5-49 頁】「明治大学法科大学院自己点検・評価委員会規程」
- 9－6 【資料 No. 16】「自己点検・評価報告書」第 2 号
- 9－7 【資料 No. 17】「2011 年度実施 外部評価報告書（第 2 号）」
- 9－8 明治大学法科大学院ホームページ『自己点検評価』
<http://www.meiji.ac.jp/laws/jikoten/index.html>

評価結果等に基づく改善・向上については、自己点検・評価の結果を「教育研究に関する年度計画書」に反映させ、年度計画書の内容に基づく予算要求を行い、年度計画書及び予算に基づき諸施策を実行に移し、その結果を翌年の自己点検・評価で検証するという、いわゆる PDCA サイクルを機能させることにより、不断の改善に結びつけている。

本法科大学院独自の外部評価委員からの指摘については、関係常置委員会における検討や FD 研修会において議論を行うとともに、予算措置が必要とされるものについては、政策経費の要求等に反映している（評価の視点 9－3）。

また、2008（平成 20）年度大学評価・学位授与機構による認証評価の結果、不適合とされる項目はなかったものの、改善すべき項目として、成績評価を中心に、①複数クラスが開講されている科目の相対評価の母集団のとらえ方、②出席点の取扱い方法、③再試験の出題及び実施の在り方、④評価の基礎となる採点の方針又は成績評価における各考慮要素及び採点結果の適切な方法による保管並びに業務体制の整備、以上の 4 点が指摘された。これらの事項については、2009（平成 21）年度以降、執行部、教務等関係常置委員会における検討や FD 研修会における集中的な議論を行い、教員相互間の意思疎通を図り、2011（平成 23）年度までに概ね改善した。改善の状況は「明治大学法科大学院年次報告書」にまとめ、毎年 6 月に大学評価・学位授与機構に提出しており、特に指摘なしとされている。

2013（平成 25）年度の大学基準協会による認証評価においても、勧告とされる項目はなかったものの、問題点（助言）として、①成績評価に対する異議申立制度の適用範囲の拡大、②教員の授業相互見学の活発化、③標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報把握、④教員の年齢構成の適正化、④教員の授業負担の軽減、⑤職員の負担の軽減、⑥個

人研究室の改善，⑦個人情報を除く情報全般の公開に関する規程の整備，の 7 点の指摘を受けた。これらの事項については，教授会，執行部，各常置委員会，FD 研修会等を通して，改善に努める。（評価の視点 9—4）。

根拠・参照資料：

9—9 【別紙資料 No. 29】「じこてん（明治大学自己点検・評価ニュースレター）第 1 号」

特色ある取組については，全学的に自己点検・評価後の改善の実施が重視されていることを踏まえ，自己点検・評価を法科大学院自らの改善に結び付けるために，毎年度公表している「自己点検・評価報告書」を 3 年毎に冊子にまとめ，改善の達成状況や残された課題を確認するとともに，更なる改善の達成に取り組んでいる。すなわち，本法科大学院においては，「明治大学法科大学院自己点検・評価委員会規程」に基づき，3 年毎に「自己点検・評価報告書」を刊行することとしており，2007 年度に，開設からの草創期 3 年の活動を総括した『自己点検・評価報告書』第 1 号を刊行し，2010 年度に，2006 年度から 2009 年度の 3 年間の活動を総括した『自己点検・評価報告書』第 2 号を刊行した。

さらに，本法科大学院においては，独自の外部評価を受けるために，2008 年度に「明治大学法科大学院外部評価委員会」を設置し，5 名の有識者を外部評価委員として任命し，評価書の作成と座談会への出席を依頼し，『2008 年度実施 外部評価報告書（第 1 号）一創業から守成へー』を発行した。また，2011 年度にも，5 名の有識者を外部評価委員として任命し，評価書の作成と座談会への出席を依頼し，『2011 年度実施 外部評価報告書（第 2 号）』を発行した（評価の視点 9—5）。

[点検・評価（長所と問題点）]

自己点検・評価については，開設以来，積極的に取り組んでおり，今後ともこれを継続する。とともに，教員の意思疎通をより高めること等を通じ，より適切な自己点検・評価を行う（評価の視点 9—1）。

評価結果等に基づく改善・向上については，既に改善が進展し，問題が解消しているものも少なくないが，まだ改善が不十分なものも存在するため，更なる改善のための検討を進めていく必要がある（評価の視点 9—3）（評価の視点 9—4）。

[将来への取組・まとめ]

自己点検・評価については，本法科大学院の現状認識をより適切に行うために，教員間の意思疎通をより高めること等を通じて，より適切な自己点検・評価を行うことができるように努める。毎年自己点検・評価，5 年に 1 度義務付けられている法科大学院認証評価のほか，従来から取り組んでいる本法科大学院独自の『自己点検・評価報告書』の刊行及び外部評価を定期的実施することにより，法科大学院の質の向上をより一層実質化す

る。次回の『自己点検・評価報告書』の刊行は 2015（平成 27）年度に、外部評価は 2016（平成 28）年度に実施したい（評価の視点 9—1）。

評価結果等に基づく改善・向上については、本学の自己点検・評価後の改善の実施の重視の姿勢を踏まえ、単なる評価に終わることのないように、執行部や関係常置委員会における具体的な検討を促進する（評価の視点 9—3）（評価の視点 9—4）。

10 情報公開・説明責任

〔現状の説明〕

情報公開・説明責任については、本法科大学院においては、本法科大学院に関する基本的情報である法科大学院概要（名称，課程，学位名称，学生定員，設置形態，授業時間，標準修業年限，修了要件，履修上限単位），理念，教育方法・成績評価・司法試験データ，開講科目一覧，施設・設備案内，奨学金等をコンパクトにまとめた「明治大学法科大学院ガイドブック」と称するパンフレットを毎年発行し，学内各所で無料配布しているほか，メールまたは電話による請求があれば郵送料請求者負担（本体無料）で郵送している。「ガイドブック」の主要な内容は，法科大学院ホームページに掲載し，「ガイドブック」に記載されていない情報についても，印刷物の配布及びホームページへの掲載を通じ，個人を特定するものを除き，基本的に公開している。特に，入学志願者に対しては進学相談会を開催するほか，入学試験情報（アドミッション・ポリシー，入学者選抜，入学試験要項，入試結果データ，入学試験問題），学費・奨学金などについて新聞広告，パンフレット配付等を通じて積極的に情報発信を行っている。また，法科大学院の組織・運営と諸活動の状況について，法科大学院ホームページに「明治大学法科大学院概況」としてまとめて掲載している（評価の視点10－1）。

本法科大学院では，学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は，全学的な規程（「個人情報保護に関する規程」）に基づき，取扱うこととしている。同規程は，個人情報の保護方針，個人情報の利用目的，個人情報の取得，個人データの管理，個人データの提供，保有個人データの開示，不服の申立てなどについて定めている。本学への開示等の請求に係る手続については，ホームページでも公開しているが，これまでのところ本法科大学院への開示請求はない。なお，個人情報を除く情報全般の公開に関する規程がないので，これに関する規程の整備を進めていく（評価の視点10－2）。

本法科大学院においては，ディプロマ・ポリシー，カリキュラムポリシー，アドミッション・ポリシー，入学試験情報，カリキュラム，教員データ，学費・奨学金など，多くの項目について，大学ホームページ，新聞広告，ガイドブック等を通じて積極的に情報発信を行っており，説明責任を果たしている（評価の視点10－3）。

根拠・参照資料：

- 10－1 【資料No.1・再掲】「明治大学法科大学院ガイドブック 2015 年度版」
- 10－2 【資料No.5・再掲】「明治大学法科大学院校規・内規集」
- 10－3 【資料No.5-269 頁】「個人情報の保護に関する規程」
- 10－4 明治大学法科大学院ホームページ
<http://www.meiji.ac.jp/laws/index.html>
- 10－5 明治大学法科大学院ホームページ『明治大学法科大学院概況』
<http://www.meiji.ac.jp/laws/jikoten/gaikyo.html>
- 10－6 明治大学法科大学院ホームページ『本学への開示等の請求に係る手続について』

http://www.meiji.ac.jp/bunsho/personal_inf/kojin_5.html

特色ある取組については、学内駿河台キャンパスにおける進学相談会の開催、法学部『現代法入門』の授業における法科大学院制度及び本法科大学院の特色に関する講義など、主として学部学生を対象とした行事のほかに、本法科大学院における教育・研究の成果を一般に提供するために、公開講座、公開シンポジウム、特別講演会などをしばしば実施している。例えば、寄付講座は法科大学院開設初年度の2004（平成16）年度～2008（平成20）年度のJASRAC寄付講座、2009（平成20）年度～2010（平成22）年度の保険法寄付講座、2011（平成23）年度～2014（平成26）年度の『民法（債権法）改正の動向』寄付講座に至るまで途切れることなく続いている。公開講座、公開シンポジウムとしては、2005（平成17）年度の『新会社法連続講演会』、2009（平成20）年度の本法科大学院創立5周年記念シンポジウム『知的財産法の未来』、2012（平成24）年度の『ADRの実際と展望』（仲裁ADR法学会と共催）などを開催した。講演会としては、本法科大学院特別招聘教授である島田仁郎前最高裁長官による特別講演会を実施している（評価の視点10—4）。

[点検・評価（長所と問題点）]

情報公開・説明責任については、本法科大学院においては、ホームページや印刷物等を活用することにより、基本的情報の公開に努めており、外部からの質問にも可能な限り、対応している。

なお、入学者選抜に関する情報の一部（配点基準、適性試験の平均点・最低点等）は、2011（平成23）年度末の段階では公表していないものがあったが、2012（平成24）年度から第一次選考の筆記試験および書類選考の配点・合計点を公表した（評価の視点10—1）。

[将来への取組・まとめ]

情報公開・説明責任については、必要な情報は公開しているが、受験生や社会に対して、より積極的に情報を発信していくこととする。また、認証評価で指摘されたとおり、個人情報を除く情報全般の公開に関する規程がないので、これに関する規程の整備を進めていく（評価の視点10—1）。

終章

本法科大学院は 2013（平成 25）年度に公益財団法人大学金準協会の認証評価を受審し、2014（平成 26）年 3 月に適合の認定を受けた。その直後に実施した今回の自己点検・評価であるが、この 1 年の本法科大学院を取り巻く状況の急変を痛感する。

各項目のレベルⅠの法令遵守に関する事項については、すべての点について引き続き基準を遵守していることが確認できた。大学基準協会が法令に準じて定める基本事項については、特に、法理論と法実務教育の架橋、履修指導の体制、進級制限、入学者選抜の実施体制、学生への経済的支援、自習スペース、図書等の整備、評価結果等に基づく改善・向上については、当初の教育目的を達成していると自負しているところである。

また、各項目のレベルⅡについていえば、現在の教育研究水準を今後とも維持し、さらに向上させていくシステムの構築という点からすると、十分でない点も見受けられる。

特に、項目の 2－23 および 2－24 の評価の視点「学習相談体制」のうち、「教育補助講師との連携」については、今後の改善・向上が必要である。

この点については、本章の中でも記述したように定期的な意見交換に加え、学習指導体制における連携のあり方についての意見交換も行うことにより、教育補助講師との連携を具体的に改善していく。

その他、項目 2－46、2－47 および 5－5 の評価の視点「法曹以外も含めた修了生の進路の把握」、「修了生の進路の状況の公表」、「学生の進路選択に対する相談・支援体制」については、定期的に実施はしているものの、成果があまり出ていない。司法試験の受験を継続している法科大学院修了生の学習支援にも力を入れるとともに、本章の中でも記述したように法科大学院修了生で構成する同窓会や学内の関連部署との連携を効果的に実施していくことで、継続的な改善に結び付けていきたい。